

島根県がん対策推進計画 中間評価報告書

平成27年11月

島 根 県

目 次

はじめに	1
中間評価	2
第1章 全体目標に対する進捗状況	2
1. がんによる死亡者の減少	2
2. すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上	4
3. がんになっても安心して暮らせる社会の構築	5
第2章 重点的に取り組むべき施策	6
第3章 分野別の施策及び目標に対する進捗状況	7
1. がんの1次予防（発生リスクの低減）	7
2. がんの2次予防（早期発見・早期受診）	17
3. がん医療の充実	23
4. 緩和ケアの推進	38
5. 患者・家族等への支援	44
6. がん登録の推進・活用	53
7. がんに関する普及啓発・情報提供の推進	57
8. がんに関する教育・研究の推進	61
おわりに	65

- 参考資料1 島根県がん対策推進計画の取組状況
- 参考資料2 第2次健康長寿しまね推進計画（平成25年度～34年度）に基づく取組の実施状況
- 参考資料3 平成25年度がん検診受診者数等の状況
- 参考資料4 がん患者の就労等に関する実態調査に関する報告

はじめに

平成 25 年 3 月に策定した「島根県がん対策推進計画（平成 25～29 年度）」は、平成 27 年度に中間評価を行い、医療情勢や中間評価の結果等により、計画期間内であっても必要に応じて見直し、後半計画の推進に反映することとしている。

このため、計画に掲げた目標の進捗状況等を把握し、島根県がん対策推進協議会の意見を聴きながら、評価及び今後の取組等について検討するものとする。

中間評価

第1章 全体目標に対する進捗状況

1. がんによる死亡者の減少

(1) 目標の内容

「島根県がん対策推進計画（平成 20～24 年度）」の策定時に基準値とした平成 17 年のがん死亡率（75 歳未満のがん年齢調整死亡率：人口 10 万対）を基準として、平成 27 年のがん年齢調整死亡率を男性は 26%、女性は 20%それぞれ低減することを目標とした。

(2) 進捗状況

① 男性

平成 25 年のがん年齢調整死亡率（75 歳未満）は 102.7 であり、平成 17 年比で 22.0%減少し、ほぼ目標値どおりに推移している。

② 女性

平成 25 年のがん年齢調整死亡率（75 歳未満）は 58.3 であり、平成 17 年比で 3.8%の減少にとどまっている。

75 歳未満のがん年齢調整死亡率（人口 10 万対）

	基準値 (H17 年)	現状 (H25 年)	目標値 (H27 年)
【男性】 26%低減	131.5 [100%]	102.7 [78.0%]	97.3 [74%]
【女性】 20%低減	60.6 [100%]	58.3 [96.2%]	48.5 [80%]

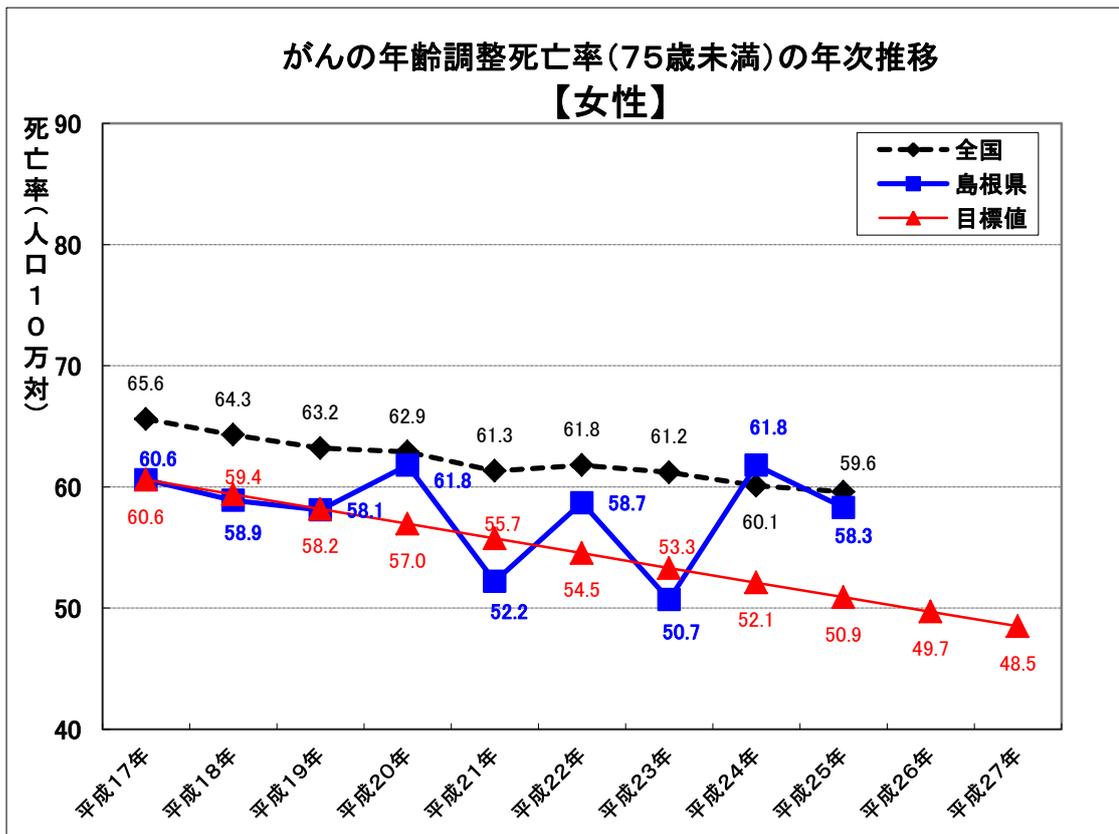
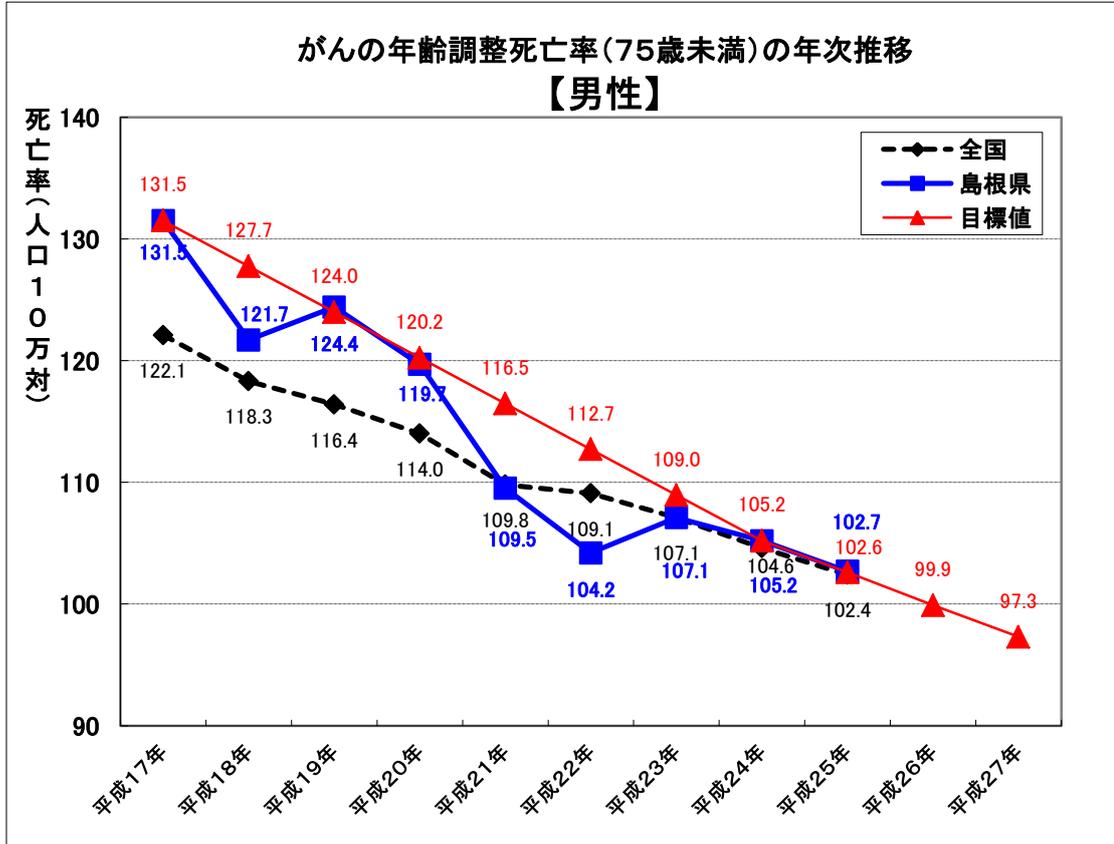
（厚生労働省：平成 25 年人口動態統計）

(3) 今後の取組

- ・がんによる死亡者を減少させるためには、がんの発生リスクの低減と早期発見によるがん予防の推進に取り組むことが最も重要であることから、これまでも島根県では、たばこ対策の推進や食生活や運動習慣等生活習慣の改善、がん検診による早期発見・早期受診に努めてきたところであり、今後もより一層、がん予防の推進に取り組む必要がある。
- ・特に、たばこ対策については、平成 27 年 3 月に策定した「第 3 次島根県たばこ対策指針」に基づき、地域や職場、事業所、関係機関・団体などがそれぞれの立場からたばこ対策に取り組むことを推進し、今後さらに県民運動と

して広げる。

- ・また、がん検診については、働き盛り世代の検診実施状況を保険者等と連携して把握し、職域と連携した切れ目のない検診受診体制づくり、未受診者対策等を進める。



2. すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

(1) 目標の内容

がんと診断された時からの緩和ケアの実現はもとより、がん医療体制や相談支援等のさらなる充実を図り、「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」を実現することを目標とした。

(2) 進捗状況

- ・平成 26 年 1 月に国から発出された「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成 26 年 1 月 10 日付け健発 0110 第 7 号厚生労働省健康局長通知。以下「拠点病院新指針」という。）に基づき、がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の緩和ケア提供体制、がん医療体制及び相談支援体制の充実を図った。
- ・特に、緩和ケアの推進については、緩和ケアに精通した医療従事者を育成するため、各拠点病院や島根県医師会等の主催による緩和ケア研修会の開催や緩和ケアアドバイザー養成研修の実施、認定看護師の養成などを行った。
また、在宅における緩和ケア提供体制を推進するため、「緩和ケア検討会」や「緩和ケアネットワーク会議」、「緩和ケア総合推進委員会」を開催し、様々な立場から緩和ケア提供体制の整備に向け、検討を行った。
- ・がん医療体制については、各拠点病院と、県が指定するがん診療連携推進病院及びがん情報提供促進病院との連携を推進するなど、県全体のがん医療体制の充実に努めた。
- ・がん相談支援体制については、平成 26 年 4 月に、島根大学医学部附属病院に「がん患者・家族サポートセンター」を設置し、県内各がん相談支援センターやがん情報提供促進病院、がんピアサポーター、院外専門職との連携強化を図るなど、県民が相談しやすい体制の充実に努めた。

(3) 今後の取組

- ・今後も、拠点病院を中心とした緩和ケア提供体制、がん医療体制及び相談支援体制の充実に努める。
- ・また、在宅を含めた総合的な緩和ケアの推進、病病連携・病診連携によるがん医療水準の一層の推進、がん患者及びその家族のニーズにのり的確に対応するための相談支援体制の充実を図り、県全体のがん診療提供体制等の一層の推進に努める。

3. がんになっても安心して暮らせる社会の構築

(1) 目標の内容

がん患者とその家族の精神心理的・社会的苦痛を和らげるため、がん患者とその家族を社会全体で支える取組を進め、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を実現することを目標とした。

(2) 進捗状況

- ・国は、拠点病院新指針の中で、がん相談支援センターの業務に新たに「就労に関する相談」を加え、緩和ケアの提供体制についても要件を厳格化し、がんと診断された時から患者の抱える精神心理的な苦痛や社会的苦痛を和らげる体制整備を推進した。
- ・島根県においても、「がん患者・家族サポートセンター」において、就労相談を実施したり、拠点病院新指針に基づき、緩和ケアの提供体制の強化を図った。
- ・また、がん患者やその家族、事業所を対象とした「がん患者の就労に関する実態調査」を行い、患者や事業所等が抱えるニーズや課題等の把握に努めるとともに、調査結果を公表し、がん患者の就労問題について啓発を行った。
- ・また、がん患者やその家族、企業経営者や労務担当者、社会保険労務士、医療従事者などを対象に、がん患者の就労支援をテーマとしたワークショップを開催し、情報の共有や今後の取組などについて話し合いを行った。
- ・また、がん患者さんご家族のための療養情報誌「しまねのがんサポートブック」を各病院や診療所等に配布し、医師・看護師等の医療従事者から患者や家族へ直接手渡す取組を行った。

(3) 今後の取組

- ・引き続き、「がん患者・家族サポートセンター」を中心に、就労相談に取り組む。
- ・また、がん患者やがん相談員、社会保険労務士、商工団体、労働局、県を構成員とする「がん患者の就労支援に関する連絡会」を設置し、各支援機関間の情報共有や顔の見える関係づくりを進める。
- ・また、がん患者の就労に関する実態調査によって把握したニーズや課題等に基づき、具体的な取組を実施していく。
- ・また、「しまねのがんサポートブック」が院内において、医療従事者から患者や家族により確実に渡るよう、取組を進める。

第2章 重点的に取り組むべき施策

推進計画において重点的に取り組むべき施策とされた「がんの発生リスクの低減と早期発見によるがん予防の推進」、「がんの手術療法、化学療法、放射線療法に精通した医師等医療従事者の育成・確保」、「がんと診断された時からの緩和ケアを提供する体制の確立」、「がん患者及びその家族等への支援」について、特に積極的に取り組んできたところであるが、各重点施策に係る進捗状況等については、Ⅲの分野別施策の個別目標に対する進捗状況等に記載する。

第3章 分野別の施策及び目標に対する進捗状況

1. がんの1次予防（発生リスクの低減）

（1）食生活や運動習慣等の生活習慣の改善

施策の方向性及び目標

① 食生活の改善

野菜や果物の摂取不足、過剰な塩分摂取、多量飲酒の改善等の取組を市町村や食生活改善推進ボランティア団体等と連携して進める。

子どもの頃から健康的な食生活を身につけていくために、家庭、学校、地域の関係者等が連携して食育に取り組む。

② 運動習慣の推進

働き盛り世代の運動習慣をもつ人を増やすために、職域関係者と連携して取組を進める。

★数値目標「生活習慣の改善」

詳細は、「進捗状況」で記載

進捗状況

① 食生活の改善

朝食の摂取やバランスの摂れた食事、うす味を進める「健康な食」の啓発を健康長寿しまね推進会議や食育・食の安全推進協議会など関係部局、関係機関・団体、市町村等と連携しながら県民運動として取組を推進している。

関係機関・団体、市町村、県が実施する食育の日の啓発のほか、若者の料理の体験を増やすために「わが家の一流シェフ in 島根」料理コンクールや食育まつりの開催、うす味を普及するために、食生活改善推進員による減塩啓発活動や栄養士会の協力によるうすあじレシピの開発などを実施した。

また、これらの取組を広く広報するために、マスメディアの活用、県のホームページに食育サイトを開設するなど積極的に周知に努めている。

② 運動習慣の推進

「日常生活の中でからだを動かすこと」、「運動習慣をもつこと」を啓発するために、県・圏域健康長寿しまね推進会議で県民運動として推進している。

特に、運動習慣の少ない働き盛り世代に対して、運動チャレンジ事業等を実施し、運動を促す取組を実施している。

また、骨・関節・筋肉などの運動機能が衰えるロコモティブシンドローム（いわゆる「ロコモ」）の予防のため、ロコモの予防体操について、チラシによる啓発や講習会

の開催などを市町村、関係機関・団体と連携しながら実施したり、「ロコモ」の早期発見や早めの対処のため、運動機能チェック項目やチェック方法の啓発を行っている。

★数値目標「生活習慣の改善」

指 標	計画策定時	現 状	目標値	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の摂取量を増やす（1日摂取量 350g 以上の者の割合） ・20 歳代において 1 日の野菜摂取量が 350g 以上の者の割合 ・30 歳代において 1 日の野菜の摂取量が 350g 以上の者の割合 ・果実を適量摂取する者を増やす（1日摂取量 100g 以上の者の割合） ・適切に食塩を摂取している者を増やす（1日摂取量 8g 以下の者の割合） ・多量飲酒している者を減らす（男性は毎日 2 合以上、女性は毎日 1 合以上飲酒する者の割合） ・運動習慣を持つ者の割合を増やす（1日 30 分以上の運動を週 2 回以上、1 年以上実施している者の割合） 	平成 22 年度 男 46.1% 女 38.6%	平成 28 年度に 実態調査予定	平成 29 年度 53.1% 49.3%	
	27.8%		33.9%	
	36.0%		43.0%	
	男 32.9% 女 43.0%		41.4% 51.5%	
	男 23.5% 女 31.1%		31.8% 40.6%	
	男 9.0% 女 3.0%		7.9% 2.8%	
	男 28.3% 女 22.2%		34.2% 24.6%	

【現状値参考データ】

平成 24 年国民健康・栄養調査結果

	島根県		全国平均	
	男性	女性	男性	女性
野菜の摂取量	358g/日 (全国 2 位)	323g/日 (全国 2 位)	297g/日	280g/日
塩分摂取量	11.0g/日 (全国 27 位)	9.6g/日 (全国 24 位)	11.3g/日	9.6g/日
歩数の平均値	7,455 歩/日 (全国 24 位)	6,896 歩/日 (全国 22 位)	7,791 歩/日	6,894 歩/日

進捗状況の評価及び今後の取組

直近の国民健康・栄養調査によると、野菜と果物の摂取量については、男性・女性とも全国上位に位置している。

食塩摂取量については全国中位であり、特に男性は第二次健康長寿しまね推進計画の目標値である1日8g以下との乖離が大きい状況である。食塩の多い食事で胃がんのリスクが上昇するとの国立がん研究センターの研究が発表されていること、また、胃がんの罹患率を全国で比較すると、日本海側に高い地域が集中している傾向が見られていることなどから、引き続き適切な塩分摂取に対する取組が必要である。

引き続き、子どもの頃から健康的な食生活を身につけていくことができるよう、教育委員会、市町村や食生活改善推進ボランティア団体等と連携し、食育に関する取組や、うす味を進める取組などをすすめていく。

運動習慣を持つ人の割合は、男性は30歳代から50歳代、女性は20歳代から50歳代が低い状況にあり、ロコモティブシンドロームの予防も含め、働き盛り世代の運動習慣を持つ人を増やすために、引き続き職域関係者と連携した取り組みをすすめる。

(2) たばこ対策の推進

施策の方向性及び目標

① 受動喫煙の防止対策

受動喫煙防止対策については、食品衛生関係団体や生活衛生同業者団体が進めているたばこの煙のない飲食店や理美容店等の情報を県民へ提供していくとともに、若い世代や働き盛り世代が多く働く事業所については、労働衛生行政機関と連携し、受動喫煙のない職場の実現に向けて、地域・職域連携健康づくり推進協議会を通じて働きかける。

② 未成年者の喫煙防止の推進

未成年者の喫煙調査を行い、その結果等を喫煙防止教育を行う学校や地域ぐるみの取組を行う市町村に対して情報提供する。

また、学校の喫煙防止教育等に対し、保健所による講師派遣等により支援する。

③ たばこをやめたい人への支援

たばこをやめたい人への支援については、引き続き、禁煙治療ができる医療機関に関する情報提供を、ホームページ等を活用して行う。また、希望者へ禁煙手帳の配布を行う。

④ たばこ対策の普及啓発の推進

たばこが健康に与える悪影響等について、県及び各圏域の健康長寿しまね推進会議構成団体が一体となって世界禁煙デー街頭キャンペーン活動を行うとともに、保健所

による出前講座等を通じて県民へ普及啓発する。

★数値目標「喫煙率」

詳細は、「進捗状況」で記載

進捗状況

① 受動喫煙の防止対策

たばこの煙から県民の健康を守る受動喫煙防止対策は、自治体の庁舎等の禁煙状況の調査、煙のない飲食店や煙のない理美容店の登録制度を行い、平成27年6月末現在飲食店は261店舗、理美容店は129店舗と年々増加している。

従来特定の圏域で取り組んでいた、不特定多数の人が利用する施設に対する「たばこの煙のない施設の登録制度事業」を、平成26年度からは全県で展開した。

また、平成27年度新たに旅館業組合との連携により、宿泊施設での喫煙状況調査を行った。

② 未成年者の喫煙防止の推進

子どもたちへ効果的な喫煙防止教育するために、平成26年度からは、学校が実施する薬物乱用教育へ、薬剤師会等と連携し講師派遣を実施するなど、保護者や地域、学校と連携した取組を強化している。

③ たばこをやめたい人への支援

禁煙を支援するために、保健所、市町村、医療機関が実施する禁煙相談に活用するための「禁煙手帳」の作成、禁煙指導を行う市町村等の研修会、禁煙治療ができる医療機関の広報をしている。

また、平成27年3月からは、「禁煙支援薬局認定制度」を開始して、6月末現在で54の薬局においても禁煙相談を受けることができる体制づくりをした。

④ たばこ対策の普及啓発の推進

喫煙が健康に及ぼす影響について、広く県民に周知するために、世界禁煙デーにあわせて広報番組や街頭キャンペーンの実施のほか、平成26年度は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の啓発や学習会を開催した。

★数値目標「喫煙率」

指 標	計画策定時	現 状	目標値	備 考
・ 男性(20～79歳)	平成22年度 30.7%	平成28年度に 実態調査予定	平成29年度 21.5%	
・ 女性(20～79歳)	7.0%		5.1%	
・ 男性(20～39歳)	46.0%		31.9%	
・ 女性(20～39歳)	11.3%		8.4%	

【現状値参考データ】

平成 25 年国民生活基礎調査 {毎日、時々吸っている割合}

	島根県		全国	
	男性	女性	男性	女性
全年齢	33.0%	7.1%	34.1%	10.8%
20歳～39歳	43.8%	11.3%	40.5%	14.5%

進捗状況の評価及び今後の取組

島根県では、平成 16 年 2 月に「島根県たばこ対策指針」を策定し、「未成年者の喫煙防止」、「受動喫煙防止」、「禁煙サポート」、「普及啓発」の 4 本柱でたばこ対策に取り組んできている。これを推進するために、健康長寿しまね推進会議において、県民、関係機関・団体、行政が一体となり、県民運動として展開をしてきている。このため、関係機関・団体としての取組の拡大を図っている。

また、平成 27 年 3 月に策定した「第 3 次島根県たばこ対策指針」において、新たに「島根県たばこ対策推進宣言」を盛り込み、地域や職場、事業所、関係機関・団体などで、「たばこ対策取組宣言」を行い、それぞれの立場から積極的にたばこ対策に取り組んでいくように推進する。

① **受動喫煙の防止対策**

受動喫煙の防止については、「全ての小学校、中学校、高校で敷地内禁煙を実施する」、「たばこの煙のない飲食店、理美容店を増やす」、「全ての事業所で敷地内又は施設内禁煙、完全分煙を実施する」、「全ての市町村庁舎、公民館で敷地内又は施設内禁煙を実施する」の 4 つの目標を立てて取り組んでいる。

このうち、学校での敷地内禁煙、市町村庁舎等での敷地内又は施設内禁煙への取組は進んでいるが、飲食店・理美容店の登録については拡大しつつあるものの、今後もさらに積極的な呼びかけが必要である。

また、従業員の健康を守るためには、事業所での受動喫煙防止対策も重要であり、事業所との連携により各事業所で「たばこ対策取組宣言」による積極的な取組を進める。

「たばこの煙のない施設の登録」については、平成 26 年度からの全県展開であり、推進していく。

平成 25 年度の国民生活基礎調査によると、島根県では男性の 20 歳～39 歳での喫煙率が高いため、今後、専門学校や大学等の喫煙状況の実態調査等を実施し受動喫煙防止対策を推進する。

全ての小学校、中学校、高校で敷地内禁煙を実施する

(%)

	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 34 年度) 「健康長寿しまね推進計画」 「島根県保健医療計画」	参考 (平成 23 年度)
小学校	90.7	100	87.9
中学校	87.9		75.8
高等学校	95.1		91.2

たばこの煙のない飲食店、理美容店を増やす

(か所)

	現状 (平成 27 年 6 月)	目標 (平成 34 年度) 「健康長寿しまね推進計画」 「島根県保健医療計画」	参考 (平成 24 年 12 月)
飲食店	261	増やす	219
理美容店	129		104

全ての事業所で敷地内、施設内禁煙又は完全分煙を実施する

(%)

	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 34 年度) 「健康長寿しまね推進計画」 「島根県保健医療計画」
敷地内、施設内禁煙又は完全分煙を実施している事業所	49.0	100

全ての市町村庁舎、公民館で敷地内又は施設内禁煙を実施する

(%)

	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 34 年度) 「健康長寿しまね推進計画」 「島根県保健医療計画」	参考 (平成 24 年度)
市町村庁舎	89.4	100	81.0
公民館	97.3		87.7

〈参考〉 県の庁舎の敷地内又は施設内禁煙状況 (%)

	平成 26 年度
県の庁舎	100

② 未成年者の喫煙防止の推進

喫煙経験のある小中高校生割合は減少傾向にあるが、平成22年度の調査によると高校生では依然として10%を超える生徒は喫煙経験があると回答している。

将来を担う子どもたちに最初の1本を吸わせないことが喫煙対策には重要であり、引き続き保護者や地域、学校と連携した取組を強化していく。

喫煙経験のある小中高校生の割合を減らす（0%に）

		現状 (平成22年度)	目標		参考 (平成17年度)	
			(平成29年度) 「健やか親子し まね計画」	(平成34年度) 「健康長寿しま ね推進計画」		
小学生 (5.6年)	男	2.6	0	0	9.1	
	女	1.2			6.7	
中学生 (2年)	男	3.7			10.0	16.5
	女	4.6				
高校生 (2年)	男	13.3			19.9	32.0
	女	10.1				

③ たばこをやめたい人への支援

平成25年度の国民生活基礎調査によると、島根県では、男性の25歳～49歳で50%前後の喫煙率がある。女性の喫煙率は全国一低いが、年々増加し、30歳～49歳で10%以上となっている。

特に働き盛り世代の男性の喫煙率が高いので、保険者、事業所、商工会議所等職域の関係者と連携し、事業所健診時をとらえて、禁煙支援や健康づくり講演会等の取組を強化する。

また、女性や子育て世代の喫煙者に対しては、結婚や出産(ママやパパになる時)の機会を通じて、たばこ対策を強化する。

禁煙を希望する県民が、身近なところで相談が受けられるサポート体制を強化する。また、禁煙治療に関する積極的な情報提供を行う。

併せて、平成26年度から実施している禁煙支援薬局の拡大と、禁煙しようと思う人に広く活用してもらうために積極的な周知を図る。

④ たばこ対策の普及啓発の推進

引き続き様々な機会を捉えて、広報や街頭キャンペーン、慢性閉塞性肺疾患(COPD)の啓発や学習会を開催する。

(3) 感染に起因するがんへの対策

施策の方向性及び目標

① 肝炎に対する正しい知識の普及啓発

肝炎に対する正しい知識の普及や肝炎ウイルス検査の必要性については、医師（医療機関）や地域・職域連携健康づくり推進協議会等の関係機関を通じて普及啓発を図る。また、7月の肝臓週間期間中には、新聞、ラジオ等により、広く県民に啓発する。

市町村が実施するウイルス検診については、実施状況を把握するとともに、効果的な検診を実施する市町村の取組について情報提供する。

② 肝炎ウイルス検査の受診促進

肝炎ウイルス検査については、委託医療機関を大幅に拡充し、受検者の利便性を図る。

③ 適切な肝炎医療の提供

肝炎ウイルス感染者が適切な医療を受けられるように、かかりつけ医と肝炎専門医療機関の連携を強化する。

④ 子宮頸がん予防ワクチン接種の推進

子宮頸がん予防のためにはワクチン接種が大切であることから、予防接種の実施主体である市町村と連携して、啓発を図る。

★数値目標「未発見のB型又はC型肝炎ウイルス感染者」

詳細は、「進捗状況」で記載

進捗状況

① 肝炎に対する正しい知識の普及啓発

- ・毎年、日本肝炎デー及び肝臓週間がある7月を重点普及啓発月間として啓発を実施。
- ・肝炎の正しい知識や県による無料検査の実施、検査受診促進等を新聞広告、テレビスポットCM、県ホームページ等によりPR。
- ・新聞に「肝炎の早期発見・早期治療」として特集記事を掲載。
- ・全国健康保険協会島根支部、島根県看護協会の会報誌で啓発を実施。

② 肝炎ウイルス検査の受診促進

【県が行う肝炎ウイルス検査】

- ・県が実施する肝炎無料検査を委託医療機関で実施。
- ・出張肝炎無料検査と普及啓発イベントを出雲市内で実施。

- ・街頭キャンペーン（松江駅前、浜田駅前銀天街）。
- ・平成 26 年度の受検者数が過去最多であった。

【市町村が行う肝炎ウイルス検査】

- ・市町村が実施する健康増進等事業及び市町村独自実施の人間ドック等での受診勧奨。

③ 適切な肝炎医療の提供

- ・県、市町村が行った肝炎ウイルス検査の陽性者に対して受診勧奨（フォローアップ事業）を実施。
- ・フォローアップ対象者に対して肝がん等重症化予防事業として、初回精密検査費用の自己負担分及び住民税非課税世帯の方への定期精密検査費用の自己負担分を助成。
- ・肝炎支援手帳を 4000 部作成し、医療機関、市町村、保健所等へ送付。検査陽性者への配布を要請依頼している。
- ・B型及びC型ウイルス性肝炎の治療を進めるため、ウイルスの除去を目的に行うインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療に要する医療費の一部を助成。

④ 子宮頸がん予防ワクチン接種の推進

- ・国は、ヒトパピローマウイルス感染症について平成 25 年 4 月から、予防接種法での定期接種対象としたが、平成 25 年 6 月、ワクチン接種後にワクチンとの因果関係が否定できない副反応事例報告があったため、事例を検証し適切な情報提供ができるまでの期間、積極的な接種勧奨を一時的に中止するとした。
- ・県内における中核的な役割を担う医療機関として、島根大学医学部附属病院を協力医療機関に選定した。

★数値目標

指 標	計画策定時	現状	目標値	備 考
未発見のB型又はC型肝炎ウイルス感染者数	平成 23 年度 約 7,000 人	平成 25 年度末 約 6,100 人	平成 29 年度 3,500 人以下	

- ・「未発見のB型又はC型肝炎ウイルス感染者数」については、肝炎ウイルス検査の累積受検者数から求めているが、受検データの分析により、過去に何回も検査を受けている場合もあることが判明しており、推定値として掲げたものである。今後、着実に受検者数を積み上げていくためにも、市町村事業所団体等と連携し、検診を推進する。

進捗状況の評価及び今後の取組

① 肝炎に対する正しい知識の普及啓発

肝炎に対する正しい知識の普及啓発のため、引き続き各種啓発を実施。

② 肝炎ウイルス検査の受診促進

県が実施する肝炎ウイルス検査の受検者数が、平成 26 年度は過去最多であったことから、継続して検査の啓発広報を行い、受検者数の促進を図る。

また、職域との連携強化を図り、市町村が実施する受診勧奨についても、積極的に呼びかけていく。

③ 適切な肝炎医療の提供

引き続き肝炎ウイルス検査の陽性者に対して受診勧奨（フォローアップ）を実施し、肝がん等重症化予防事業の利用拡大を図りながら、肝炎専門医療機関への受診を勧める。

また、B型及びC型ウイルス性肝炎の治療に要する医療費の一部助成についても継続実施する。

④ 子宮頸がん予防ワクチン接種の推進

国の動向（厚生科学審議会 予防接種ワクチン分科会副反応検討部会の審議状況）を注視していく。

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨が一時的に中止されているため、直接的な発生予防の取組には至っていない。早期発見のための子宮頸がん検診の重要性が増している。

2. がんの2次予防（早期発見・早期受診）

（1）がん検診受診者数の増加に向けた取組の推進

施策の方向性及び目標

① がん検診の普及啓発の推進

がん検診の重要性の普及啓発については、がん検診の実施主体である市町村をはじめ、がん検診啓発サポーターや患者団体、がん予防推進員、がん検診啓発協力事業所、医療機関、検診機関、企業等の民間団体、マスコミ、自主グループやボランティア団体、大学などの関係団体、保健所、県庁等が効果的効率的な取組となるよう連携協力して実施する。

また、健康長寿しまね推進会議の構成団体との連携を強化して取組を進める。

② 女性の乳がん、子宮がんの検診受診者増加に向けた取組の強化

近年増加傾向にある子宮がん、乳がんについては、啓発活動を更に進めるとともに、時間外子宮頸がん検診等を引き続き実施する。

③ 検診体制の整備

検診体制整備については、実施状況を把握しながら、がん検診の受診機会の提供や拡大にかかる調整等を行う。

④ 未受診者・要精密検査者への受診勧奨

平成24年度に未受診者対策として実施した電話による個別受診勧奨事業の成果の活用や、がん検診の要精密検査者への受診勧奨を実施主体である市町村に対して、がん予防対策検討会や市町村健康づくり推進協議会等を通じて働きかける。

がんの早期発見早期受診につながる効果的な取組を紹介し全県に波及させていくために、市町村等を対象にした研修会を開催する。

★数値目標

「がん検診の受診者数・受診率」及び「市町村が実施するがん検診の精密検査受診率」
詳細は、「進捗状況」で記載

進捗状況

① がん検診の普及啓発の推進

- ・しまねがん対策キャンペーン「知ろう、語ろうがんのこと」を開催
平成25年度 浜田市 春雨や落雷 氏（医師・笑い療法士）
平成26年度 大田市 中川 恵一 氏（東大附属病院）

- ・ 9月に全県的ながん征圧月間キャンペーン啓発活動を実施。
- ・ がん検診受診率目標達成キャンペーン活動を実施。
- ・ がん検診啓発サポーターによるがん体験談の講話を随時、実施。
- ・ 来客・顧客への検診受診を呼びかけるがん検診啓発協力事業所の登録事業を随時実施。登録は増加しており更に拡大を図る。
- ・ 事業所への出前講座や事業主セミナーの実施。

② 女性の乳がん、子宮がんの検診受診者増加に向けた取組の強化

- ・ 市町村が実施する時間外子宮がん検診への補助を実施。
- ・ 事業所への出前講座や事業主セミナーの実施。
- ・ ヘルス&ビューティーフェスタ等での啓発活動を実施。

③ 検診体制の整備

- ・ 地域医療再生基金を活用し、乳がん検診受診機会の拡大のため検診機関及び医療機関に対して、マンモグラフィ検診機器整備の補助を実施。
(奥出雲病院、大田市立病院、済生会江津総合病院、浜田医療センター、益田赤十字病院、島根県環境保健公社、島根県厚生農業協同組合連合会)
- ・ マンモグラフィ読影力向上のため読影医師や放射線技師を対象に講習会を開催。
- ・ 大腸がん従事者講習会を実施

④ 未受診者・要精密検査者への受診勧奨

- ・ 市町村に国のがん検診未受診者対策事業等の効果的活用による取組を促した。
- ・ 市町村に要精密検査者への精検受診状況の把握を進めていただくよう依頼。

進捗状況の評価及び今後の取組

① がん検診の普及啓発の推進

国はがん検診受診率について、5年以内に50%（胃、肺、大腸は当面40%）を達成することを目標としていたが、達成に向けて引き続き受診率向上を図る施策が必要な状況である。

島根県においてもがん検診受診率の目標を大幅に下回っている状況にあることから、キャンペーン活動等を継続的に実施したり、市町村を中心とした取組を進めていくだけでなく、働き盛り世代の実施状況を保険者等と連携して把握し、受診率向上を図る。

また、がん検診啓発協力事業所の登録を進め、がん検診啓発サポーターによる各種事業所での講演会の実施などについても積極的に展開する。

退職後の60歳代からの受診が少ないので、職域と連携し切れ目のない検診受診ができる体制づくり等を検討する。

② 女性の乳がん、子宮がんの検診受診者増加に向けた取組の強化

市町村が実施する検診への支援策を検討。

子宮がん検診では20歳代をターゲットとした取組を強化し、ヘルス&ビューティーフェスタ等での啓発活動を引き続き展開する。

また、学校等へがん検診啓発サポーターを派遣するなど、若い世代へのがん検診の意識付けを積極的に行っていく。

③ 検診体制の整備

整備したマンモグラフィを活用するため、読影力向上のため読影医師や放射線技師を対象とした講習会を開催。また、各がんの従事者講習を実施予定。

また、がん検診の受診率が伸び悩んでいる原因として、がん検診を行う医療機関が限られていることも理由の一つとして考えられる。

このため、県西部を中心として、医療機関におけるがん検診の体制を確認し、対応を検討する。

④ 未受診者・要精密検査者への受診勧奨

市町村は、国のがん検診未受診者対策事業等を有効活用し、効果的な未受診者対策や要精密検査者への受診を促す取組を推進する。

また、県は、市町村等を対象とした研修会や情報交換の場を開催し、効果的な取組の波及を図る。

★数値目標

「がん検診の受診者数・受診率」及び「市町村が実施するがん検診の精密検査受診率」

指 標	計画策定時	現状	現状	目標値	備 考
①がん検診受診者数（総数）	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	受診者数は次の合計数（市町村、環境保健公社、JAしまね厚生連、ヘルスサイエンスセンター島根、医療機関実施の人間ドック） ※乳がん検診はマンモグラフィ検診受診者数
・胃がん検診	98,595 人	100,609 人	103,354 人	145,800 人	
・肺がん検診	135,108 人	137,427 人	145,683 人	145,800 人	
・大腸がん検診	137,843 人	144,821 人	147,968 人	145,800 人	
・子宮がん検診	34,753 人	35,520 人	36,308 人	53,800 人	
・乳がん検診	30,585 人	30,551 人	31,461 人	41,200 人	
②がん検診受診者数・受診率（40～69 歳）	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	受診者数は次の合計数（市町村、環境保健公社、JAしまね厚生連、ヘルスサイエンスセンター島根、医療機関実施の人間ドック） ※乳がん検診はマンモグラフィ検診受診者数
・胃がん検診	75,815 人 (27.0%)	77,892 人 (27.9%)	80,100 人 (28.7%)	127,100 人 (46.0%)	
・肺がん検診	78,910 人 (28.1%)	81,935 人 (29.4%)	86,508 人 (31.0%)	127,100 人 (46.0%)	
・大腸がん検診	97,429 人 (34.7%)	101,252 人 (36.3%)	103,841 人 (37.3%)	127,100 人 (46.0%)	
・子宮がん検診 (20～69 歳)	31,425 人 (30.1%)	32,734 人 (32.2%)	33,515 人 (33.0%)	48,100 人 (50.0%)	
・乳がん検診	25,286 人 (36.1%)	25,287 人 (36.5%)	25,984 人 (37.5%)	35,400 人 (52.0%)	
③市町村が実施するがん検診の精密検査受診率	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 29 年度	精検受診率は「地域保健健康増進事業報告」を基に、一部追加調査を実施して算出
・胃がん検診	81.0%	83.2%	86.8%	90%以上	
・肺がん検診	82.8%	82.4%	85.7%	90%以上	
・大腸がん検診	64.2%	61.5%	61.7%	90%以上	
・子宮がん検診	73.0%	55.3%	82.2%	90%以上	
・乳がん検診	88.3%	90.3%	92.2%	90%以上	

- 「①がん検診受診者数（総数）」について、計画策定後の年度ごとの傾向をみると、各がんともやや増加している。
- 「②がん検診受診者数・受診率（40～69 歳）」も同様の傾向である。
- 「③市町村が実施するがん検診の精検受診率」については、子宮がん検診では、未把握者を減らすことができたことにより、精検受診率が増加している。一方、大腸がん検診は低い数値にとどまっている。

(2) 効果的ながん検診の実施

施策の方向性及び目標

① がん検診の精度管理や事業評価の実施

がん検診の精度管理や事業評価については、生活習慣病検診協議会や保健所におけるがん予防対策検討会、がん検診精度管理委員会等において実施する。また、精度の高い検診を実施するために、医師等をはじめとするがん検診に従事する専門職等の技術向上を目的としたがん検診従事者講習会を開催する。

圏域におけるがん予防対策の推進を更に図るため、保健所において市町村や職域関係者、検診機関、啓発活動関係者等によるがん予防対策検討会を引き続き開催する。

② 効果的ながん検診を実施するためのデータ収集・分析

がん予防対策の評価や取組の充実強化に向けて、保健環境科学研究所や島根大学、検診機関、生活習慣病検診協議会等の協力を得て、がんの死亡や罹患状況、検診受診率などのデータを整理分析し、市町村等の関係者に情報を提供する。

また、科学的根拠のあるがん検診の実施に向けて国が検討を進めている「がん検診のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえて本県のがん検診を推進する。

進捗状況

① がん検診の精度管理や事業評価の実施

- ・ 国立がん研究センターが示したチェックリストによる精度管理を市町村及び検診機関ごとに実施し、その結果を公表。
- ・ 保健所が乳がん精度管理委員会や市町村がん対策検討会を開催。
- ・ 国のがん検診あり方検討会の動向を注視しながら生活習慣病検診管理指導協議会・各部会を開催

② 効果的ながん検診を実施するためのデータ収集・分析

- ・ がんの死亡、罹患、検診受診に関するデータ分析を保健環境科学研究所で行い関係会議で紹介。また、データ分析を継続実施する。

進捗状況の評価及び今後の取組

① がん検診の精度管理や事業評価の実施

- ・市町村のがん検診精度管理チェックリストの内容について、保健所単位で各項目を達成するための検討を実施
- ・国のがん検診あり方検討会の動向を注視しながら、生活習慣病検診管理指導協議会・各部会を継続的に開催

② 効果的ながん検診を実施するためのデータ収集・分析

- ・がんの死亡、罹患、検診受診に関するデータ分析を保健環境科学研究所で行い関係会議で紹介。また、データ分析を継続実施する。

3. がん医療の充実

(1) がん医療連携体制の強化

施策の方向性及び目標

① 拠点病院等のあり方検討及び情報提供の推進

国において、拠点病院のあり方に関する検討会が設置され、拠点病院の指定要件をはじめ、国民に対する医療支援や診療実績等の情報提供の方法、拠点病院の客観的な評価等について議論が進められることを踏まえて、拠点病院等のあり方について随時検討し、その機能等について情報提供を図る。

② がん医療の地域連携体制の確保

拠点病院のない2次医療圏域（雲南、大田、益田、隠岐）の住民に対するがん医療提供体制の確保について、東部地域との連携体制等を見据えた検討を行い、県内におけるがん医療の地域間連携体制を確立する。

③ 地域連携クリティカルパスの推進

「しまね医療情報ネットワーク（まめネット）」を活用するなど地域連携クリティカルパスの効果的な運用を推進し、がん患者にとってスムーズな病病連携、病診連携ができる体制整備を行うとともに、医療従事者やがん患者に対して地域連携クリティカルパスの利便性等の普及啓発を実施する。

★数値目標

「地域連携クリティカルパスの年間新規適用患者数」

詳細は、「進捗状況」で記載

進捗状況

① 拠点病院等のあり方検討及び情報提供の推進

平成26年1月に国から発出された拠点病院新指針により、都道府県がん診療連携拠点病院（島根県では、島根大学医学部附属病院）が設置する都道府県協議会（島根県では、島根県がん診療ネットワーク協議会）の実施事項及び都道府県がん診療連携拠点病院の役割が強化された。

これに対応するため、平成26年10月に、島根県がん診療ネットワーク協議会に、新たに「がん診療部会」が設置され、県内のがん診療に係る情報の共有（評価・分析）を行うとともに、診療の質向上につながる取組の検討など進めることとなった。

【参考】拠点病院新指針で追加された事項

○都道府県協議会の実施事項

- ・県内の拠点病院の診療実績等を共有すること（地域連携クリティカルパスの活用実績や地域の医療機関との紹介・逆紹介の実績、相談支援の内容別実績、がん患者の療養生活の質の向上に向けた取組状況等を含む。）。
- ・県におけるがん診療及び相談支援の提供における連携協力体制について検討すること。
- ・県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて、情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
- ・国協議会との体系的な連携体制を構築すること。
- ・国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での決定事項が確実に都道府県内で共有される体制を整備すること。

○都道府県拠点病院の要件

- ・都道府県内の拠点病院のPDCAサイクルの確保について、中心となって情報共有と相互評価を行い、地域に対してわかりやすく広報すること。

② がん医療の地域連携体制の確保

拠点病院のない2次医療圏域のがん医療については、島根大学医学部附属病院を中心とした医師派遣や地域連携クリティカルパスの活用等により、確保されている。

また、放射線療法や高度ながん医療については、拠点病院を中心に患者の受け入れが行われている。

また、拠点病院のない2次医療圏域にも、「がん診療連携推進病院」や「がん情報提供促進病院」などの県独自のがん診療病院を指定し、がん医療水準の一層の推進に努めている。

③ 地域連携クリティカルパスの推進

島根県がん診療ネットワーク協議会地域連携部会（以下、「地域連携部会」という。）を開催し、地域連携クリティカルパスの活用状況や課題等について意見交換を行った。

また、平成 25 年度に、地域連携クリティカルパスの利用促進のための説明用 DVD を作成し、病院に配布した。

なお、数値目標としている「地域連携クリティカルパスの年間新規適用患者数」は、現状（平成 26 年度）では低い数値にとどまっている。

また、拠点病院等における地域連携クリティカルパスの適用患者数（累計・延べ数）は、現時点においては病院間でばらつきが見られる。【表 1】

★数値目標：「地域連携クリティカルパスの年間新規適用患者数」

指 標	計画策定時 (H24 年度)	現状 (H26 年度)	目標値		備 考
			平成 27 年度	平成 29 年度	
地域連携クリティカルパスの年間新規適用患者数	173 人 (累計・延べ数) 270 人	217 人 (累計・延べ数) 738 人	600 人	1,100 人	拠点病院及び準じる病院における、新規に地域連携クリティカルパスを適用した患者数

(注)・計画策定時（H24 年度）欄の年間新規適用患者数は平成 23 年 11 月から平成 24 年 10 月までの人数、累計・延べ数は平成 24 年 10 月までの累計・延べ人数

・現状（H24 年度）欄の年間新規適用患者数は平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月までの人数、累計・延べ数は平成 26 年 12 月までの累計・延べ人数

【表 1】拠点病院等における地域連携クリティカルパスの適用患者数（累計・延べ数）

平成26年12月31日現在

	松江市立	松江日赤	県立中央	島根大学	浜田医療C	益田日赤	益田医師会	松江医療C	計
乳がん	17	186	253	6	1	2	0	0	465
肺がん	0	5	26	5	0	0	0	28	64
肝がん	2	12	8	0	0	0	0	0	22
胃がん	5	8	94	0	3	0	6	0	116
大腸がん	6	14	33	0	4	2	12	0	71
計	30	225	414	11	8	4	18	28	738

出典：平成27年3月19日開催 島根県がん診療ネットワーク協議会資料

進捗状況の評価及び今後の取組

① 拠点病院等のあり方検討及び情報提供の推進

現在、島根県がん診療ネットワーク協議会がん診療部会（以下、「がん診療部会」という。）において、拠点病院新指針への対応強化について検討が始まっている。

平成 26 年 10 月に開催された第 1 会部会においては、各病院から、P D C A サイクルの確保のための指標の設定など、新指針のもとでの運用について苦慮していることが報告された。

このため、がん診療部会において、県内のがん診療に係る情報の共有、評価及び分析並びに課題の整理を早急に行い、新たな要件について検討し、対応を強化していく必要がある。

② がん医療の地域連携体制の確保

国は、拠点病院新指針において、原則、2 次医療圏ごとに「がん診療連携拠点病院」を整備することとしている。また、同指針において、拠点病院のない 2 次医療圏には「地域がん診療病院」の制度が新設され、がん医療の均てん化を図ることとされている。

島根県においては、拠点病院のない圏域（雲南、大田、益田、隠岐）が存在し、且つ、地域がん診療病院の要件を満たす病院がないため、今後も県独自のがん診療病院制度を設け、引き続き一定の支援をしていくことが必要と考える。

③ 地域連携クリティカルパスの推進

地域連携クリティカルパスの適用患者数は、現時点においては病院間でばらつきがある。

地域連携クリティカルパスの活用が進んでいない病院においては、その理由として、患者のニーズがあまりないことや院内に地域連携パスの専任のコーディネーターが居ないこと、地域連携パスのメリットについて医師の理解が十分でないことなどの課題が挙げられている（平成 27 年 3 月 19 日「島根県がん診療ネットワーク協議会」資料より）。

また、平成 25 年度に、病院に配布した地域連携クリティカルパスの利用促進のための説明用 DVD について、活用が十分に図られていない病院が見受けられる（同資料より）。

今後はこのような課題を踏まえた上で、各病院において、地域連携クリティカルパスの活用について方針を検討する必要がある。その際、地域連携部会が中心となり、地域連携クリティカルパスの活用に関する先進事例等の積極的な情報提供を行うなど、各病院を支援する必要がある。

なお、数値目標としている「地域連携クリティカルパスの年間新規適用患者数」は、現状（平成 26 年度）では低い数値にとどまっており、計画最終年度（平成 29 年度）目標値の達成が困難であると推測される。

このため、当該目標値については、各病院においてクリティカルパスの適用患者数

を目標設定し直し、その積み上げ数値をもって修正することとする。

★修正後の数値目標：「地域連携クリティカルパスの年間新規適用患者数」

指 標	計画策定時 (H24 年度)	現 状 (H26 年度)	目 標 値		備 考
			平成 27 年度	平成 29 年度	
地域連携クリティカルパスの年間新規適用患者数	173 人	223 人	<u>248</u> 人	<u>295</u> 人	拠点病院及び準じる病院における、新規に地域連携クリティカルパスを適用した患者数

(2) 各医療機関における医療提供機能の充実

施策の方向性及び目標

① チーム医療の体制整備

拠点病院等において、カンサーボードを設置することにより、がん患者に対する治療方針について、多職種による総合的な検討がなされるチーム医療の体制づくりを支援する。

② インフォームド・コンセント、セカンドオピニオンの体制整備

医療機関におけるインフォームド・コンセントの適切な実施、患者がセカンドオピニオンをいつでも適切に受けられる体制づくりや普及啓発を実施する。

③ がん診療の実態把握

拠点病院等におけるがん診療において、がん患者の診療待ち時間等の実態を把握し、その解消等に向けた対策を実施する。

★数値目標

「セカンドオピニオンを実施する病院数」

詳細は、「進捗状況」で記載

進捗状況

① チーム医療の体制整備

国は、拠点病院新指針の中で、拠点病院においては月 1 回以上のカンサーボードの開催を義務づけ、また、放射線診断、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の参画を促すことにより、チーム医療体制の整備を推進して

いる。これにより、全国で多職種が参加するがんサージカルボードが設置された拠点病院の割合は99.8%となっている。

島根県においても、全ての拠点病院でがんサージカルボードが設置され、月1回以上のがんサージカルボードが開催されているほか、益田赤十字病院（がん診療連携推進病院）においても定期的にがんサージカルボードが開催されている。【表2】

【表2】がんサージカルボード組織数、実施回数

	松江市立	松江日赤	県立中央	島根大学	浜田医療C	益田日赤	計
組織数	5	2	10	2	1	3	23
開催回数	49	2	63	6	2	18	140

出典：がん診療連携拠点病院現況報告（平成26年6月1日～7月31日実績）

がん診療連携推進病院現況報告（平成26年10月1日～11月31日実績）

② インフォームド・コンセント、セカンドオピニオンの体制整備

国は、拠点病院新指針の中で、患者・家族用の冊子や視聴覚教材を充実させること、また、診療内容の説明時にセカンドオピニオンの活用について説明する体制を整備することを義務づけ、患者とその家族が納得して治療を受けられる環境の整備を推進している。

さらに、診断結果や病状を説明する際に、初期治療内容のみならず、長期的視野に立った、治療プロセス全体について十分なインフォームドコンセントに努めることを促している。

島根県においては、各拠点病院のホームページにおいて、セカンドオピニオンについて紹介されている。

また、島根県が平成27年3月に作成したがん患者さんとご家族のための療養情報誌「しまねのがんサポートブック」に、セカンドオピニオンの活用について記載し、県内の全病院及び診療所に配布し、活用いただいている。

③ がん診療の実態把握

島根県においては、地域がん登録参加病院の診療情報について、平成22年度から毎年公表している。

また、院内がん登録参加病院の診療情報についても、平成26年度から公表したところである。

なお、「施策の方向性及び目標」で取組の例示として記載されている、がん患者の診療待ち時間（受診してから治療・検査などまでに要する期間）の実態把握については行っていない。

★数値目標：「セカンドオピニオンを実施する病院数」

指 標	計画策定時 (H24 年度)	現 状 (H26 年度)	目 標 値		備 考
			平成 27 年度	平成 29 年度	
セカンドオピニオンを実施する病院数	21 病院	23 病院	—	28 病院	

(参考) 県内病院におけるセカンドオピニオン対応状況

	病院名	乳がん	肺がん	肝がん	胃がん	大腸がん
拠点病院 (※1)	松江市立	○	○	○	○	○
	松江日赤	○	○	○	○	○
	県立中央	○	○	○	○	○
	島根大学	○	○	○	○	○
	浜田医療C	○	○	○	○	○
推進病院(※2)	益田日赤	○	○	○	○	○
情報提供 促進病院 (※3)	松江生協	○	○	○	○	○
	松江医療C		○			
	安来市立	○		○	○	○
	安来第一	○				
	日立記念	○	○	○	○	○
	松江記念	○		○	○	○
	雲南市立	○	○	○	○	○
	奥出雲	○	○	○	○	○
	平成記念					
	飯南病院					
	出雲総合C	○			○	○
	出雲徳洲会			○	○	○
	出雲市民		○	○	○	○
	大田市立	○		○	○	○
	邑智病院	○	○	○	○	○
	加藤病院					
	済生会江津			○		
	益田医師会			○	○	○
	六日市					
	津和野		○	○		○
隠岐病院	○	○	○	○	○	
島前病院						

出典：(※1)がん診療連携拠点病院現況報告(平成26年9月1日現在)

(※2)がん診療連携推進病院現況報告(平成26年3月1日現在)

(※3)県独自調査(平成27年4月1日現在)

進捗状況の評価及び今後の取組

① チーム医療の体制整備

各病院においてより質の高いチーム医療が推進されるよう、がん診療部会が中心となり、チーム医療に関する研修会の開催やその他支援方策について検討する必要がある。

② インフォームド・コンセント、セカンドオピニオンの体制整備

国のがん対策基本計画の中間評価報告書において、「納得のいく治療が選択できたがん患者の割合が84.5%であったこと」、また、「妊よう性温存に関する情報が提供された40歳未満のがん患者の割合は38.1%であったこと」が報告されている。

また、国のがん対策基本計画の中間評価報告書において、セカンドオピニオンに関して、「全体として認知度は増加してきているが、70歳以上の者では認知度が低いこと」、また、「医師からセカンドオピニオンが受けられることの説明を受けたがん患者の割合は4割程度にとどまっていること」についても報告されている。

このことから、医療機関において今後より一層、インフォームド・コンセントの適切な実施や、セカンドオピニオンを希望する者が適切に受けられる体制づくりに取り組む必要がある。

③ がん診療の実態把握

引き続き、地域がん登録及び院内がん登録参加病院の診療情報について、積極的に公表していく。

特に院内がん登録については、がん患者等にとって病院ごとの診療情報が得られる点で有益であり、各病院でどのような治療が行われているかなど、患者にとって分かりやすい情報提供に向け、引き続き内容を検討していく。

なお、診療待ち時間（受診してから治療・検査などまでに要する期間）は、島根県においては、がん患者にとって医療機関を選択するための有益な情報とはなり得ず、調査は行わない。

(3) 手術療法、化学療法、放射線療法の推進及び医療従事者の育成

施策の方向性及び目標

① 2次医療圏単位における医療連携体制の構築

拠点病院等において、手術療法、化学療法、放射線療法が適切に実施されるよう、各2次医療圏単位における機能分担と連携体制の構築を図る。

② がん医療従事者の育成支援

手術療法、化学療法、放射線療法などがん医療に精通した医療従事者（医師、看護師、薬剤師等）について、キャリア形成支援を行う「しまね地域医療支援センター」と連携を図りながら、資格取得等について支援を実施する。

また、医科・歯科連携により、がん患者の口腔機能の向上・維持、合併症予防やQOLの向上に繋がる口腔ケアの取組を進めるとともに、がん患者が病状に応じて苦痛なく日常生活動作ができるよう、食事療法などによるがん患者の栄養管理や適切なりハビリテーションを実施する専門スタッフの育成を支援する。

がん患者・家族に対する社会的・精神的サポートを担い、医療従事者とがん患者をつなぐ医療ソーシャルワーカーの育成を支援する。

③ 病理専門医の育成支援

不足する病理専門医の育成を図る医療機関に対し、専門医資格取得における支援を実施することを目標とした。

★数値目標

「がん医療に携わる医療従事者数」

詳細は、「進捗状況」で記載

進捗状況

① 2次医療圏単位における医療連携体制の構築

松江、出雲、浜田各圏域については、拠点病院を中心に、手術療法、化学療法、放射線療法が実施できる体制となっている。

その他の圏域（雲南、県央、益田、隠岐）については、手術療法や化学療法には対応しているが、放射線療法が実施できる医療機関はない。これらの圏域は、地域連携クリティカルパスを活用するなど、拠点病院等と連携しながら、がん診療を提供している。

② がん医療従事者の育成支援

現在、地域医療支援センターが中心となり、医学生や研修医を対象に、不足している診療医の研修支援プログラムの作成が進んでいる。その中の一つとして、外科医のプログラムについても検討されている。

また、島根県として、がん医療従事者の資格取得等を目的とした専門研修への参加経費について補助等を行っている。

また、島根大学医学部附属病院に「がん患者家族サポートセンター」を設置し、がん相談員の資質向上を図るための研修事業の委託等を実施している。

③ 病理専門医の育成支援

拠点病院の病理専門医の育成については、がん診療連携拠点病院機能強化事業（国及び県補助）において、専門病理医の養成及び病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の確保に要する経費を補助の対象としている。

島根大学医学部附属病院においては、外部講師を招致してのセミナー開催や、学生・研修医の学会参加や発表等を支援するなど、病理専門医の育成に取り組んでいる。

なお、各拠点病院の病理専門医等の状況は【表3】のとおりである。

【表3】病理専門医の状況

	松江市立	松江日赤	県立中央	島根大学	浜田医療C	計
病理専門医の人数	1	2	2	6	1	12
専従の病理診断に携わる常勤の医師の人数	1	2	2	5	1	11

出典：がん診療連携拠点病院現況報告（26年度）

★数値目標:がん医療に携わる医療従事者数

	指 標	計画策定時 (H24年度)	現状値 (H27.4.1)	目標値 (H27年度)	目標値 (H29年度)
医師	がんの手術に携わる外科系医師数	301	310	320	350
	がん薬物療法専門医数	6	9	8	10
	放射線治療専門医数	6	6	8	10
看護師	がん看護専門看護師数	1	3	3	5
	がん化学療法看護認定看護師数	6	12	14	20
	がん放射線療法看護認定看護師数	0	1	3	5
	乳がん看護認定看護師数	2	2	6	10
	摂食嚥下障害看護認定看護師数	3	3	9	15
薬剤師	がん薬物療法認定薬剤師数	10	14	12	15
	がん専門薬剤師数				
放射線 療法ス タッフ	放射線治療専門放射線技師数	9	7	11	13
	放射線治療品質管理士数	9	9	12	15
	医学物理士数				
その他 の専門 スタッフ	拠点病院でがん患者のチーム医療に参画するリハビリスタッフ数	—	44	5	10
	拠点病院でがん患者のチーム医療に参画する管理栄養士数	—	21	5	10
	拠点病院でがん患者のチーム医療に参画する医療ソーシャルワーカー数	—	19	6	13
	リンパドレナージセラピスト上級講習会修了者数	7	8	12	16

進捗状況の評価及び今後の取組

① 2次医療圏単位における医療連携体制の構築

限られた医療資源の中で、圏域を越えた連携を進め、質の高いがん医療の確保に努めている。

しかし、離島や中山間地域においては、住民の利便性について、通院に係る交通費等の経済的負担が重いなどの課題が指摘されているところであり、引き続き、課題の解消に向けて、医療機関、市町村などと連携し、住民負担の軽減について検討していく。

② がん医療従事者の育成支援

数値目標としている「がん医療に携わる医療従事者数」については、中間年度（平成27年度）の目標値を達成していない資格もあり、今後も引き続き育成支援を行っていく。

また、これら医療従事者の育成については、長期の派遣が必要となる資格もあり、各病院においてそのような体制が整っていないことが、育成が進まない理由の一つにもなっている。

このため、短期間で当該専門分野の基礎的技術を習得できる医療従事者の育成の方策についても、併せて検討していく必要がある。

③ 病理専門医の育成支援

県内の病理専門医は少数ながら増加しつつある。しかし、各拠点病院での仕事量に比べるとまだ十分とはいえない。

今後は外部講師によるセミナー開催に加えて、島根大学医学部附属病院内の臨床各科と連携し、がん医療の中での病理と臨床との協力体制をより強固にするためのセミナーの開催等が必要である。そのことにより、学生や研修医ががん診療における病理の重要性を再認識することにつながると考えられる。

また、引き続き、学生や研修医へ学会発表を促す取組も必要である。

(4) 5大がん（胃、肺、大腸、肝臓、乳）以外のがん・小児がんの対策

施策の方向性及び目標

① 5大がん以外のがんに関する診療情報等の情報提供

5大がん以外のがん（子宮、前立腺、膵臓、口腔・咽頭など）における診療情報等について、拠点病院等の状況を把握するとともに、その情報を広く県民に対し情報提供する。

② 小児がんの診療体制・医療連携体制の構築

白血病を含む小児がんについて、近隣県の小児がん拠点病院と県内の小児がんに対応する病院との連携体制を構築するとともに、県内において、小児がん診療を実施する病院の診療体制、病院・診療所間の連携体制を強化し、適切な診療を提供できる体制を整備する。

③ 小児がん患者及び家族への支援

小児がん患者の教育体制や自立支援、小児緩和ケアの体制整備や小児がん患者の家族への支援体制等について、小児がんに対応する病院と連携した支援を図る。

④ 小児がんに関する普及啓発の推進

医療従事者への研修を支援するとともに、一般県民に対して小児がんに関する正しい知識の普及啓発を推進する。

⑤ 血液がん患者に対する支援

骨髄移植推進財団（日本骨髄バンク）やボランティア団体等との緊密な連携を強化しながら幅広い普及啓発活動を行うとともに、県内各地の献血会場等でのドナー登録会を実施し、ドナー登録者数の一層の促進を図る。

また、学校と連携して献血に対する普及啓発を推進する。

★数値目標

「ドナー登録者数」

詳細は、「進捗状況」で記載

進捗状況

① 5大がん以外のがんに関する診療情報等の情報提供

平成26年7月に、島根大学医学部附属病院に希少がん外来が開設された。

また、平成26年9月に、都道府県がん診療連携拠点病院に、希少がんを含めたほぼ全てのがん種の症例について、院内がん登録全国データベースで検索し、情報提供ができるシステムが導入され、島根大学医学部附属病院でそのサービスが開始された。

② 小児がんの診療体制・医療連携体制の構築

③ 小児がん患者及び家族への支援

④ 小児がんに関する普及啓発の推進

県内では、島根大学医学部附属病院が唯一、日本小児血液・がん学会が認定する「日本小児血液・がん専門医研修施設」であり、県内で最も多く対応されている。また、同大学は、小児がん拠点病院である広島大学病院が運営する「小児がん中国・四国ネットワーク会議」（19病院で構成）に参加し、小児がん治療等の情報共有や検討が実施され、連携が推進されている。

また、県においては、小児がんの診療体制・医療連携体制の構築や小児がん患者及び家族への支援に関する事項等について調査・検討を行うため、平成26年11月に、島根県がん対策推進協議会に「小児がん対策検討ワーキンググループ」を設置した。

また、「しまねのがんサポートブック」（平成26年3月県発行）に、「子どもの支援」について紹介したり、県ホームページに小児がんの情報を掲載するなど、患者への情報提供や一般県民への正しい知識の普及啓発に努めている。

⑤ 血液がん患者に対する支援

島根県骨髄バンク登録推進指針（平成26～29年度）を策定し、同指針に基づきドナー登録者数の一層の促進に努めている。

献血併行型や骨髄バンク単独でのドナー登録会を実施している。

また、しまねまごころバンクをはじめ、関係機関と連携を図りながら、献血に関する普及啓発等に努めている。

★数値目標：「ドナー登録者数」

指 標	計画策定時 (H23年度)	現 状 (H26年度)	目 標 値		備 考
			H27年度	H29年度	
ドナー登録者数	3,206人	3,642人	3,700人	4,050人	骨髄移植推進財団(日本骨髄バンク)のドナー登録者数

進捗状況の評価及び今後の取組

① 5大がん以外のがんに関する診療情報等の情報提供

病院ごとの診療情報の提供は、がん患者・家族等からのニーズが高く、そのニーズに応えるため、引き続き、積極的な情報提供を行っていく。

② 小児がんの診療体制・医療連携体制の構築

③ 小児がん患者及び家族への支援

④ 小児がんに関する普及啓発の推進

厚生労働省では、平成27年3月に「希少がん医療・支援のあり方に関する検討会」が設置され、小児がんを含む希少がん患者が安心して適切な医療を受けられるよう、専門家による集学的医療の提供などによる適切な標準的治療の提供体制、情報の集約・発信、相談支援、研究開発等のあり方について、検討が進められているところである。

島根県においては、こうした国の動きにも注視しながら、引き続き、小児がん拠点病院である広島大学病院や小児がん中国・四国ネットワーク会議などと連携を深めていく。

また、小児がん患者・経験者の多くが抱える保育や教育、就労等を含めた社会的課題については、島根県の実態が十分に把握できていない状況であり、小児がん対策検討ワーキンググループにおいて引き続き実態把握を行い、その課題解決に向けて検討を行っていく必要がある。

⑤ 血液がん患者に対する支援

ドナー登録者数は順調に増加しており、各地で実施しているドナー登録会や普及啓発の効果が表れていると考えられる。

一方で、若年層の登録が少ないため、将来見通しとして、登録削除件数の増加に伴う登録者数の減少が懸念される。

このため、引き続き関係機関やボランティア団体等と連携を図りながら、特に若年層の血液がんに対する理解を深めるための普及啓発を強化するとともに、ドナー登録会を継続的に実施していく。

4. 緩和ケアの推進

(1) 緩和ケアに携わる医療従事者の育成

施策の方向性及び目標

① 緩和ケアの基本的な技術等を習得するための研修会の実施

医療従事者に対する緩和ケア研修会を、拠点病院、医師会等と連携を図りながら継続的に実施し、がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する。

② 緩和ケアに携わる医療従事者を育成するための各種支援の実施

拠点病院など緩和ケアを提供する医療機関において、緩和ケアチームなどを組織するなどの緩和ケアを提供する体制の整備・充実を促すこととした。そのため、各病院における緩和ケアに携わる医療従事者の育成のために必要な各種支援を実施する。

★数値目標「緩和ケアに携わる医療従事者数」

詳細は、「進捗状況」で記載

進捗状況

① 緩和ケアの基本的な技術等を習得するための研修会の実施

- ・各拠点病院において緩和ケア研修会を開催
- ・島根県医師会の主催による緩和ケア研修会を松江市立病院を会場として開催した。
(H27. 1. 31～2. 1)
- ・平成26年度末時点で、719名の医師が研修修了

【参考】

○厚生労働省から、平成29年6月までに、拠点病院の医師のうち、「がん診療において、がん患者の主治医や担当医となる者」の9割以上の受講完了、初期臨床研修2年目から初期臨床研修終了後3年目までの全ての医師の受講完了、拠点病院長の受講完了を求める方針が示された。

② 緩和ケアに携わる医療従事者を育成するための各種支援の実施

- ・島根県看護協会に、緩和ケアアドバイザー養成研修事業を委託した。
平成26年度末時点で、337名が修了（累計）。
- ・緩和ケア認定看護師教育課程（島根県立大学へ委託）の準備室の設置
県立大学出雲キャンパスしまね看護交流センターで緩和ケア分野の認定看護師資格取得コースを開設予定（H28～H29）
定員10名（2年間で20人を養成）

★数値目標「緩和ケアに携わる医療従事者数」

指 標	計画策定時 (H24 年度)	現状 (H27. 5)	目標値		備 考
			H27 年度	H29 年度	
①緩和ケアの基本的技術を習得した医師数	509 人	719 人	800 人	1,000 人	・国が示す研修内容に基づく「緩和ケア研修」を修了した医師
②緩和ケアに精通した看護師数	11 人	11 人	17 人	22 人	・日本看護協会認定の「緩和ケア認定看護師」数
③がん疼痛ケアに精通した看護師数	2 人	3 人	8 人	13 人	・日本看護協会認定の「がん疼痛看護認定看護師」数
④がん緩和薬物療法に精通した薬剤師数	2 人	6 人	4 人	6 人	・日本緩和医療薬学会認定の「緩和薬物療法認定薬剤師」数

※ ②、③、④
「各学会ホームページ」により把握
調査時期：平成 27 年 5 月

進捗状況の評価及び今後の取組

① 緩和ケアの基本的な技術等を習得するための研修会の実施

- ・県内の各拠点病院等において緩和ケア研修会が定期的開催されているほか、県主催の隠岐地区での研修会や、島根県医師会主催の研修会が開催されており、緩和ケア研修を修了した医師数は順調に増加している。
- ・厚生労働省が、拠点病院に勤務する医師に対して研修会の受講を強く勧める方針をとっていることもあり、平成 29 年度末における緩和ケア研修会受講医師数目標を、1300 名へ上方修正する。

② 緩和ケアに携わる医療従事者を育成するための各種支援の実施

- ・緩和薬物療法認定薬剤師数は、現時点で目標値を達成できている。
- ・一方、緩和ケア・がん疼痛認定看護師については、6ヶ月以上に渡る教育課程の受講があるため、育成が進まないのが現状である。

- ・平成28～29年度の2年間において、島根県立大学出雲キャンパスしまね看護交流センター内に緩和ケア分野の認定看護師資格取得コースを開設する予定としており、養成に期待したい。
- ・緩和ケア認定看護師とがん疼痛認定看護師は、共通する分野も多いため、目標数を統合する。
- ・また、緩和ケア・がん疼痛認定看護師数の養成が進まない中、島根県看護協会に緩和ケアアドバイザー養成研修事業を委託し、緩和ケアに精通した看護師の短期育成に努めた。平成26年度末時点で337名が修了している。

★修正後の数値目標：「緩和ケアに携わる医療従事者数」

指 標	計画策定時 (H24年度)	現状 (H27.5)	目標値		備 考
			H27年度	H29年度	
①緩和ケアの基本的技術を習得した医師数	509人	719人	800人	1,300人	・国が示す研修内容に基づく「緩和ケア研修」を修了した医師
②緩和ケアに精通した看護師数	13人	14人	25人	35人	・現状のうち、日本看護協会認定の「緩和ケア認定看護師」が11人、「がん疼痛看護認定看護師」が3人
③がん緩和薬物療法に精通した薬剤師数	2人	6人	4人	6人	・日本緩和医療薬学会認定の「緩和薬物療法認定薬剤師」数

(2) 在宅における緩和ケア提供体制の推進

施策の方向性及び目標

① 2次医療圏における在宅を含めた緩和ケア提供体制の整備

在宅における緩和ケアを推進するため、各2次医療圏域を単位として、保健所、医療機関、介護・福祉施設、保険薬局、患者団体等で構成する「緩和ケアネットワーク会議」を設置し、入院から在宅に至る切れ目のない緩和ケア提供体制を確立する。

② 県全体における在宅を含めた総合的な緩和ケアの推進

2次医療圏ごとの取組を踏まえ、島根県緩和ケア総合推進委員会において、県全体における在宅を含めた総合的な緩和ケアのあり方について検討し、入院から在宅に至る切れ目のない緩和ケア提供体制を確立する。

進捗状況

① 2次医療圏における在宅を含めた緩和ケア提供体制の整備

- ・各保健所が事務局となる「緩和ケア検討会」や「緩和ケアネットワーク会議」等の連携会議を開催した。
- ・在宅緩和ケアにかかる圏域内の情報収集を行い、提供体制の整備に向けた検討を行った。

② 県全体における在宅を含めた総合的な緩和ケアの推進

- ・島根県版の緩和ケア地域連携パスの作成について検討し、県版のパス案を実際に活用して、運用上の課題などの洗い出しを行った。
- ・幅広い職種が参加する島根県緩和ケア総合推進委員会を開催し、様々な立場から緩和ケアの地域連携推進に向けて検討を行った。

進捗状況の評価及び今後の取組

① 2次医療圏における在宅を含めた緩和ケア提供体制の整備

- ・現時点では、患者・家族の在宅療養に対する不安がまだ大きい状況にある。がん患者の療養生活を向上させるため、住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、かかりつけ医や訪問看護ステーションなど、顔の見える関係づくりに向け、在宅医療を支えるネットワークを強化することが必要である。
- ・「緩和ケア検討会」や「緩和ケアネットワーク会議」等の連携会議を各圏域で開催することにより、ネットワークの基盤は整備されつつある。
- ・こうした連携会議の場において話し合われた各圏域での課題について、対策を検討していく。

- ・在宅緩和ケアをサポートする医療機関・薬局・訪問看護ステーション等の医療資源情報について各圏域単位で集約されている。先行する圏域では既に活用が進んでおり、今期の計画が終了する平成29年度までに全ての圏域で緩和ケア情報提供ファイルが提供でき、活用が進むよう取り組む。
- ・平成26年度に島根県版の緩和ケア地域連携パス案を作成した。今後緩和パスの試行などを通して、病院から在宅療養へ切れ目のない緩和ケア提供体制の確立を目指す。

② 県全体における在宅を含めた総合的な緩和ケアの推進

- ・島根県緩和ケア総合推進委員会において、総合的な緩和ケアの推進に関する課題が議論されている。
- ・がん告知1年以内の高い自死率への対応、これからの生き方、最期の迎え方をどのようにしたいか、自らプランを考える「アドバンス・ケア・プランニング」についての検討、認知症を抱える患者への対応など介護の領域を含めた緩和ケアや、小児に対する緩和ケアをどうするかなど、緩和ケアをとりまく課題は非常に多い。
- ・各圏域の緩和ケアに関する連携会議で取り上げられた課題について情報収集し、多くの職種から委員を構成する総合推進委員会に諮り、今後も積極的に対策を検討いただく必要がある。
- ・患者が安心して在宅でのがん医療が受けられるよう、地域で緩和ケアが提供できる体制が整備されているか不安を感じる意見が多い。在宅緩和ケアの実績や在宅緩和ケアをサポートする医療機関・薬局・訪問看護ステーション等の資源の情報については、圏域単位ではある程度把握されているが、現時点ではその情報を県民に情報提供するところまでには至っていない。
 今後は、それらの情報を県民に分かりやすい形で情報提供するよう取り組んでいく。
- ・平成27年度に、出雲圏域をモデル圏域として在宅での医療用麻薬普及調査業務委託を実施する。在宅での医療用麻薬の使用状況や、在宅医療を進める上での課題、デスカンファレンスやグリーフケアの状況について報告を受け、在宅医療での運用マニュアル案の作成など、今後の政策検討に活かすこととしている。

(3) 緩和ケアの普及啓発

施策の方向性及び目標

緩和ケアを普及啓発するための講演会等の実施

緩和ケアについて、住民の正しい理解を深めるため、県、保健所、医療機関等が連携して、緩和ケアの啓発を図るための講演会・座談会等を開催する。

進捗状況

緩和ケアを普及啓発するための講演会等の実施

・各圏域において、医療機関・保健所等が主催する研修会等の調整・広報活動を行った。

進捗状況の評価及び今後の取組

- ・緩和ケアを普及する取組として、拠点病院などの医療機関が開催する研修会の開催や、啓発リーフレットが作成されているが、がん患者・その家族を含め、緩和ケアに関する理解は必ずしも十分とはいえない。
- ・まず、がん患者・家族に緩和ケアについて知っていただくことが必要であり、緩和ケアに従事する医師とがん患者・家族との意見交換会を実施するなど、緩和ケアの普及に向けて取り組んでいく。

5. 患者・家族等への支援

(1) がん相談支援体制の充実

施策の方向性及び目標

① がん相談支援センターの認知度向上対策の強化及び相談支援体制の充実

がん相談支援センターの認知度向上対策を強化するとともに、研修の実施による医療ソーシャルワーカーの育成等により相談支援体制の充実を図る。対策の強化・充実にあたっては、患者団体やがんサロン等と連携し、患者・家族が円滑に相談窓口につながることを目指す。

② 情報提供促進病院における相談機能の向上

患者・家族にとってより身近な情報提供促進病院についても、がん相談機能の向上を図るとともに、拠点病院のがん相談支援センターとの連携を進め、拠点病院を中心とした相談支援体制を充実・強化する。

③ ピアサポートの充実

患者・家族からの要望が多いピアサポートの推進のため、ピアサポーターの養成研修を引き続き実施する。

また、養成されたピアサポーターをマネジメントする機関や相談場所、ピアサポーターとがん相談支援センターのがん相談員との連携等、ピアサポートの活動体制の充実を図る。

★数値目標「がん相談支援センターの認知度」

詳細は、「進捗状況」で記載

進捗状況

平成 26 年 4 月に、島根大学医学部附属病院に「がん患者・家族サポートセンター」を設置し、県内各拠点病院がん相談支援センターや情報提供促進病院、ピアサポーター、院外専門職との連携強化を図り県民が相談しやすい体制の充実に努めている。

① がん相談支援センターの認知度向上対策の強化及び相談支援体制の充実

1) 認知度向上対策強化

- ・ 県民への広報活動

島根県がん診療ネットワーク協議会がん相談部会では、病院や圏域でのイベント等において、ポスター掲示やティッシュ配布、PRのDVDを流すことにより、県民へ

の広報活動に取り組んでいる。相談会、イベント等の実施について、メディアや行政の協力により県民への広報に努めている。

- ・患者、家族への周知

平成 26 年 4 月に「しまねのがんサポートブック」を発行し、がんと診断された患者・家族に配布する取り組みを始めている。配布する際には、医師・看護師等の医療従事者から直接手渡すことで、患者・家族に、確実に相談支援センターを知ってもらうことができるよう配慮している。

- 2) 相談支援体制の充実

平成 21 年度から、がん診療ネットワーク協議会がん相談部会を中心とし、拠点病院・情報提供促進病院でがん相談に携わる医療従事者を対象に、「島根県がん相談員等研修会」を実施している（がん相談員等資質向上事業）。がん患者に関わる相談員等が継続して研修に参加することにより、相談支援の質の向上が図れるだけでなく、病院を超えた相談員同士の情報交換ができ、相談支援のネットワークが構築できると考えている。

② 情報提供促進病院における相談機能の向上

「島根県がん相談員等研修会」（がん相談員等資質向上事業）は、県民が身近な病院でがん相談ができることを目的のひとつとして掲げている。そのため、次の2点のようにして、相談機能の向上を図っている。

- ・がん相談に携わる医療従事者が、「がん相談員等研修会」に継続的に参加し、相談対応の質を向上させる。
- ・拠点病院や各地域の情報提供病院の相談員等の研修会を毎年継続的に開催することで様々な情報交換を行えるようにし、相談体制等について病院同士のネットワークが構築できるようにする。

③ ピアサポートの充実

- ・島根県がんピアサポーターの育成

平成 24、25 年度において、ピアサポーターの養成研修を実施し、2 年間で 20 名のピアサポーターを養成した。

- ・島根県がんピアサポーター相談会の実施

平成 25 年度にモデル事業として 2 回のピアサポーター相談会を実施した。その成果と反省を踏まえ、平成 26 年度は、がん患者・家族サポートセンターを事務局として、拠点病院を中心に 10 回開催したところ、延べ 45 組 53 名の相談があった。

★数値目標「がん相談支援センターの認知度」

指 標	計画策定時 (H24 年度)	現 状 (H26 年度)	目 標 値		備 考
			H27 年度	H29 年度	
拠点病院・推進病院に設置されている「がん相談支援センター」の認知度	47.8%	63% (参考値)	50%	60%	H24 年度 「平成 23 年度がんに関する県民意識調査」 H26 年度 「平成 26 年度がん患者の就労等に関する実態調査」

・平成 28 年度に、一般県民を対象とした調査を実施する予定。

進捗状況の評価及び今後の取組

① **がん相談支援センターの認知度向上対策の強化及び相談支援体制の充実**

1) 認知度向上対策の強化

県内各拠点病院・推進病院のがん相談員は、さまざまな機会を捉え「がん相談支援センター」の広報活動を今後も引き続き行っていく。また、確実に患者・家族に「しまねのサポートブック」が手渡してもらえるよう院内の体制整備に努め、がん患者・家族に相談支援センターの役割を周知し、がんの診断を受けたときの不安の軽減につなげたい。

2) 相談支援体制の充実

相談支援体制を充実させるためには、相談員個々の資質の向上が必要不可欠である。そこでこれまで、拠点病院・推進病院のがん相談員は、国立がん研究センター主催の相談員基礎研修(1)(2)(3)、の受講を修了した上で、島根県がん診療ネットワーク協議会がん相談部会が企画実施している「島根県がん相談員等研修会」の継続受講を行うなどして、自己研鑽を積んでいる。

また、機能面では、患者・家族にとってより相談しやすい支援センターになるよう、患者団体やがんサロン等との連携を図り、意見交換会での意見を実際の活動にフィードバックさせるように取り組んできた。

しかし、実際に相談支援センターを利用した患者・家族の感想・意見の把握については十分ではなかった。そのため、相談者の意見を活動にフィードバックすることはできにくかった。そこで、今後、がん相談部会では「がん相談支援センター利用者満足度調査」実施を検討する。相談者の意見を活動に反映させ、より一層相談支援体制を充実させていきたいと考えてのことである。

② 情報提供促進病院における相談機能の向上

今後も、県内の全患者・家族が、身近な病院で、気軽にがんについて相談できる体制づくりを進めていくことが必要である。がん相談部会では、相談員が抱える課題を抽出し改善できるような研修運営に引き続き取り組んでいく。

③ ピアサポートの充実

島根県がんピアサポーター20名は、養成研修後も県主催のフォローアップ研修や自主研修、各相談会の振り返り活動等により自己研鑽に励み、相談活動がより充実したものとなるように心がけてきた。そのため、平成26年度に行った10回の相談活動の相談者へのアンケートでは「気持ちを聞いてもらって楽になった」といった肯定的な感想が多数寄せられていた。そこで、平成27年度にはがん患者・家族サポートセンターが中心となり、次のようにしてピアサポート活動の充実を図った。

ア 相談会の開催数を増やす。…具体的には34回行った。

イ 県内各地で行う。…情報提供病院等での開催を増やした。(5回)

ウ 定期的に行う。…附属病院で毎月15日に行った。

この結果を、全国での、平成26年度時点でピアサポーターによる相談支援を実施している拠点病院の割合「16.9%」と比べると、島根県での広がりは一貫したものである。

しかし、ピアサポーターからのアンケート等からは、島根県での全体目標達成のためには、さらなる充実が必要となることがうかがえた。それは、人数・予算等の関係で、附属病院以外では

①常時活動として行えなかったこと、

②次の相談会の開催まで何ヶ月も間が開いてしまったこと、である。

がん患者へのアンケート調査によると、患者が最も不安になるのは、がんと診断を受けた直後と、退院するときの2回である。たまたま相談会がそのときに開催されていればいいが、そうでないことが多い。今までのように、開催時期がまちまちであれば、がん患者さんが「最も相談したい」と思ったときにお話を伺えない。

島根県では全体目標の2に「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」を、3に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を挙げている。しかし、がん患者に対するピアサポート活動が上記のような状態では、苦痛が軽減され、安心して暮らせる社会になりつつあるとはいえないように思える。

そこで、ピアサポート活動を充実させ、全体目標の2、3を達成するために、がん患者・家族サポートセンターを中心として

①今後、新たながんピアサポーターの育成も含め、がん患者・家族にとって相談しやすい環境を整える

②現在の人数でもピアサポーターが常時活動を行いやすいように、活動環境を整えるなど、よりよい相談会活動になるよう検討を重ねていきたい。

(2) がん患者団体等への支援

施策の方向性及び目標

① がん患者団体等についての情報提供の充実

がんサロンや患者団体について、行政や医療機関による情報発信を進めること、また、患者団体やがんサロンのニーズに応じ、県ホームページ「しまねのがん対策」による情報提供を推進する。

② 患者・家族との意見交換会の実施

がん患者・家族と県及び拠点病院等との意見交換会やがんサロン間の意見交換会を実施することを目標とした。実施にあたっては、参加者のニーズに合わせたテーマの設定や、がん相談員やピアサポーター等の患者家族支援者や事業所等の参加も検討し、内容の充実を図る。

★数値目標「意見交換会の開催回数」

詳細は、「②進捗状況」で記載

進捗状況

① がん患者団体等についての情報提供の充実

がん患者団体等の活動、県内外のがんに関する講演会や催し等の情報をがん患者団体等へ送付したり、県ホームページ「しまねのがん対策」に掲載し、情報発信に努めた。

また、県ホームページ「しまねのがん対策」について、閲覧する人のニーズに応じて、より情報を得やすくすることを目的として、平成 26 年度にリニューアルを実施した。

② 患者・家族との意見交換会の実施

平成 25～26 年度は、次のとおり意見交換会を開催した。

○平成 25 年度

- ・圏域別意見交換会
(12 月～2 月：7 圏域、8 箇所)
- ・県全体意見交換会・交流会
(3 月：出雲市内 1 回)
- ・拠点病院長等とがん患者団体等との意見交換会
(3 月：出雲市内 1 回)
- ・健康福祉部圏域別地域公聴会
(7 月、8 月：7 圏域、7 箇所)

○平成 26 年度

- ・がんサロン訪問による意見交換会
（5月～12月：6圏域、6箇所）
- ・がんピアサポーターとの意見交換会
（12月、1月：出雲市内1回、浜田市内1回）
- ・県全体意見交換会・交流会
（1月：出雲市内1回）
- ・拠点病院長等とがん患者団体等との意見交換会
（3月：出雲市内1回）
- ・健康福祉部圏域別地域公聴会
（7月～9月：7圏域、7箇所）

★数値目標「意見交換会の開催回数」

指 標	計画策定時 (H24 年度)	現 状 (H26 年度)	目標値	
			H27 年度	H29 年度
がん患者・家族等と県・拠点 病院との意見交換会の開催	10 回	10 回	年 10 回 以上	年 10 回 以上

進捗状況の評価及び今後の取組

① がん患者団体等についての情報提供の充実

平成 26 年度の県ホームページ「しまねのがん対策」へのアクセス数は、平成 24 年度に比べて増加しており、多くの方にご覧いただいている。

引き続き、タイムリーな話題提供や魅力あるページづくりに努め、多くの方にご覧いただけるよう取り組んでいく。

また、インターネット環境のない方にも情報を提供できるよう、引き続き紙媒体での情報提供も実施していく。

② 患者・家族との意見交換会の実施

がん患者団体との意見交換については、各圏域・県全体の意見交換会・患者交流会・拠点病院長との意見交換会をこれまで開催してきており、平成 26 年度からは、行政担当者ががんサロンを直接訪問したり、がんピアサポーターとの意見交換を実施するなどの取組を行っている。

これまでの意見交換において、患者・家族が療養生活を送る上で必要な情報が不足しているとの声があり、治療や相談、医療費の情報等を1冊にまとめた「しまねのがんサポートブック」を作成したこと、がん相談体制の充実を求める意見があり、島根大学附属病院内にがん患者家族サポートセンターを設置したこと、在宅緩和ケアを推進して欲しい旨の要望があり、医師会主催による開業医を対象とした緩和ケア研修会を開催したことなど、意見交換会を通じて具体的な成果が上がっており、患者・家族の声を集める貴重な場となっている。

今後も引き続き、がん患者・家族の意見を幅広く聴く体制づくりに取り組んでいく。

(3) がん患者の就労を含めた社会的な問題への対応

施策の方向性及び目標

① 事業所等への周知や働きかけ

患者の就労を含めた社会的問題の理解促進のために、事業所等職場関係者への周知や働きかけをしていくことを目標とした。実施にあたっては、中小企業が多いという県内の実態等も踏まえ、業界団体や商工会議所等の中小企業支援団体、地域・職域連携健康づくり推進協議会などとも連携する。

② 就労等の問題に関する相談支援体制の整備

就労等に関する相談支援を強化するため、がん相談支援センターとハローワーク等の就労関係機関との連携を図る等、就労や経済的な問題に関する相談支援体制を検討・整備する。

また、就労や経済的問題に関する情報提供を促進するため、相談先や支援制度等を記載した冊子の患者・家族への配布を検討のうえ実施する。

③ 就労に関するニーズや課題等の調査及び対策の実施

治療と就労を両立させ、満足度が高い就労のかたちを実現するため、県内における就労に関する状況やニーズ、課題を明らかにし、その実態に応じた対策について検討のうえ実施する。

④ 患者の経済的負担を軽減するための支援

患者の経済的負担の軽減について、実現可能な支援方法を検討・実施する。

進捗状況

① 事業所等への周知や働きかけ

- ・平成 26 年度に、がん患者及びその家族、事業所を対象とした調査を実施し、就労に関する状況やニーズ、課題を把握。その結果を県ホームページで公表するとともに、事業所等にも配布した。
- ・平成 26 年度に、患者・家族、企業経営者や労務担当者、社会保険労務士、医療従事者などを対象に、がん患者の就労支援をテーマとしたワークショップを開催（共催／国立がん研究センター、島根県がん診療ネットワーク協議会がん相談部会、島根大学医学部附属病院）し、がん患者の就労問題に対し、患者・企業・医療従事者・相談支援センター・その他専門職等、それぞれの立場からできる事を考える機会とした。

② 就労等の問題に関する相談支援体制の整備

平成 26 年度に、島根大学医学部附属病院に設置した「がん患者・家族サポートセンター」において、「社会保険労務士によるがん患者の就労相談会」を 4 回実施した。社会保険労務士が相談者に対し、就業規則や社会保険の仕組みに基づいた的確な助言を行った。

③ 就労に関するニーズや課題等の調査及び対策の実施

- ① に同じ。

④ 患者の経済的負担を軽減するための支援

がん対策募金を活用した、がん先進医療利子補給事業を実施している。

進捗状況の評価及び今後の取組

県では、がん患者の就労状況や、がん治療と就労継続の間で起こる課題・ニーズを把握するため、患者・家族・事業所を対象としたアンケート調査を実施した。

① 事業所等への周知や働きかけ

島根県内の多くの事業所が中小企業であるという特性から、県内の商工会議所、商工会等の団体にご参加いただき、がん患者の就労に関するアンケート調査にご協力い

ただいた。アンケートを実施することにより、多くの事業所にがん患者の治療と就労継続にまつわる問題意識を持ってもらう事ができた。それと同時に、がんという疾病に対する正しい理解の普及が必要であることもわかった。また、事業所からは、がん患者の就労を支えるための相談窓口の提示等の要望もあった。

その課題を解決するためにも、平成 27 年度は、がん患者の就労ハンドブック（仮称）作成に向け、ワーキンググループを立ち上げたいと考えている。

② 就労等の問題に関する相談支援体制の整備

がん相談支援センターには、がん患者の就労を含めた社会的問題に対する相談支援業務が求められている。しかし、がん患者にその役割が知られていない現状があり、相談会への相談希望者も少ない。それらの課題に対し、平成 27 年度がん相談部会では、がん患者への周知を図るため、就労に焦点を当てたリーフレットの作成を進めている。

また、がんの治療によって退職せざるを得なかった方々に対する求職のサポートについて、ハローワークと連携して、取り組んでいきたい。

③ 就労に関するニーズや課題等の調査及び対策の実施

①、②に同じ。

④ 患者の経済的負担を軽減するための支援

患者の経済的負担を軽減する点については、行政としてどこまで支援することが可能かという課題がある。

がん対策募金による先進医療利子補給事業や、保険適用されていない薬剤の早期適用を国へ要望するなどの取組を行ったところである。

6. がん登録の推進・活用

(1) がん登録の推進

施策の方向性及び目標

① 院内がん登録の実施医療機関の促進

県内の医療機関に対し、基本的な収集項目として定められた標準登録項目による院内がん登録の実施を働きかけ、院内がん登録が実施可能な医療機関に対しては、「がん診療ネットワーク協議会」を通じて参加を促すことにより、院内がん登録実施医療機関を増加を目指す。

② 地域がん登録の精度向上

がん登録実務者向け研修会を開催し、がん登録の精度向上を図ることや、県内の医療機関に対し、地域がん登録の実施及び研修への参加を働きかけ、地域がん登録の参加医療機関の拡大を目指す。

また、がん登録作業の効率化について、今後、島根医療情報ネットワーク（まめネット）の活用も含めて検討し、効率化を進める。

★数値目標

「院内がん登録の実施機関数」及び「地域がん登録の登録制度指標」

詳細は、「②進捗状況」で記載

進捗状況

① 院内がん登録の実施医療機関の促進

- ・計画策定時と比べ、平成26年度に発行した院内がん登録2011年診断症例報告から、新たに益田医師会病院が参加し、1医療機関増加した。
- ・引き続き、院内がん登録未実施の病院に対して、参加を依頼

② 地域がん登録の精度向上

- ・島根県のがん登録は、拠点病院等のみでなく、島根県が独自に指定する情報提供促進病院に参加いただくことにより、がん登録届出数が増加した。
- ・がん登録への理解を深めるため、県内のがん登録担当者を対象とした実務者研修会を、平成25年度に2回、平成26年度に3回開催した。
- ・「がん登録精度DCN」は、計画策定時と比べて12.5%減少している。DCN割合は、年を追う毎に順調に下降しており、情報提供促進病院ががん登録の届出に参加したことにより、27年度目標値を達成した。

★数値目標：「院内がん登録の実施機関数」及び「地域がん登録の登録制度指標」

指 標	計画策定時 (H24年度)	現 状 (H26年度)	目 標 値		備 考
			H27年度	H29年度	
①標準登録項目に沿った院内がん登録を実施し、県内集計に参加している医療機関数	12ヶ所	13ヶ所	14ヶ所	16ヶ所	
②がん登録精度DCN (死亡情報で初めて把握された症例／罹患数)	28.6%	16.1%	20%未満	10%未満	平成23年集計報告(H27.3)による

【院内がん登録実施医療機関（13ヶ所）】

- ・ 松江市立病院
- ・ 県立中央病院
- ・ 国立病院機構浜田医療センター
- ・ 国立病院機構松江医療センター
- ・ 松江生協病院
- ・ 町立奥出雲病院
- ・ 隠岐病院
- ・ 松江赤十字病院
- ・ 島根大学医学部付属病院
- ・ 益田赤十字病院
- ・ 益田医師会病院
- ・ 安来市立病院
- ・ 済生会江津総合病院

【参考】

DCN割合 (death certificate notification)

= 死亡小票で初めて登録されたがんの数／がん罹患数 × 100%

がん登録票の届出がなく死亡小票で初めて登録されたがんが、罹患数に占める割合であり、DCN割合が低いほど、届出漏れが少ないことが示唆され、登録の完全性が高いと考えられる。

DCN割合の目標について

国立がん研究センターの全国がんモニタリング集計での目標値

精度A基準 DCO 10%未満かつDCN 20%未満かつIM比2.0以上

精度B基準 DCO 25%未満またはDCN 30%未満 かつIM比1.5以上

(精度A基準を達成しているのは、全国で島根県など14県)

DCO割合 (death certification only) 死亡小票のみで登録されているもの

IM比 (incidence/mortality ratio) がん罹患数と死亡数の比

進捗状況の評価及び今後の取組

① 院内がん登録の実施医療機関の促進

- ・院内がん登録については、計画策定時から1医療機関増加したところであるが、登録項目数が多いなど、病院側の負担も大きい。
- ・がんの診療実績が比較的多く、院内がん登録未実施である病院に対し、参加を依頼。

② 地域がん登録の精度向上

- ・「がん登録精度DCN」割合は、年を追う毎に順調に下降していると評価できる。
- ・平成25年12月6日に「がん登録推進法」が成立し、平成28年1月から全国がん登録が開始される。全ての病院及び指定された診療所は、原発性のがんについて初回の診断が行われた際に、がんの診断年の翌年度末までに届出が義務づけられることとなった。このことにより、がん登録の悉皆性が担保され、偏りがなく、精度の高い登録が進んでいくことが見込まれる。
- ・県としては、全国がん登録のスタートを見据え、がん登録担当実務者の研修会を開催するほか、現時点でがん登録に未参加の医療機関に対し、参加を呼びかけていく。

(2) がん登録の活用

施策の方向性及び目標

① 地域がん登録の周知

地域がん登録について、県民や医療関係者に周知するため、積極的な広報活動を推進する。

② がん登録データの分析体制の構築及び活用

今後のデータの蓄積に伴い、研究目的でのデータ活用促進を行うとともに、がん登録データを分析する体制を構築する。

進捗状況

- ・ 地域がん登録（島根県がん登録）情報を県のホームページに掲載
- ・ 島根県院内がん登録を平成23年集計からホームページ上で公開開始
- ・ 地域がん登録について、医療圏別のデータに加え、市町村別の年齢階級別がん罹患状況、発見経緯別状況を追加
- ・ 島根県保健環境科学研究所と連携し、がん登録のデータ分析を実施

進捗状況の評価及び今後の取組

- ・ 地域がん登録情報をこれまでも県のホームページに掲載しているほか、島根県院内がん登録について、平成26年度末からホームページで公開を開始したところであり、引き続きがん患者・家族、市町村やかかりつけ医など、関係者が必要とするデータの提供に向けて取り組んでいきたい。
- ・ がん登録の情報分析については、島根県保健環境科学研究所と連携し、がん検診による発見・症状受診による発見と、がんの進行度の相関関係など、引き続き県民の健康を推進するために必要ながん登録のデータ分析を実施していきたい。

7. がんに関する普及啓発・情報提供の推進

(1) がんに関する普及啓発の推進

施策の方向性及び目標

① がんに関する知識などの普及啓発の推進

県及び市町村において、がん検診やがんの知識などの普及啓発を推進する。

② 幅広い関係者と連携した啓発活動の実施

患者や企業、関係団体など幅広い関係者と連携した啓発活動を引き続き実施する。

進捗状況

① がんに関する知識などの普及啓発の推進

- ・「がん検診啓発セミナーin島根」の開催
- ・島根がん対策キャンペーン「知ろう、語ろうがんのこと」の開催

② 幅広い関係者と連携した啓発活動の実施

- ・がん検診啓発サポーターによる活動（がん体験談の講話など）の実施。
- ・がん検診啓発協力事業所の登録事業の実施
- ・がん征圧月間（9月）キャンペーン啓発活動の実施
- ・がん患者の就労支援をテーマとしたワークショップの開催

進捗状況の評価及び今後の取組

① がんに関する知識などの普及啓発の推進

がんを検診により早期に発見することで、多くの場合予後が大きく改善することから、これまでも検診啓発セミナーの開催を行ってきた。

また、がんに関する知識を普及するには行政のみの取組では限界があるため、がん検診啓発協力事業所の登録を通じて、企業にも取組に参加いただくことが重要である。

② 幅広い関係者と連携した啓発活動の実施

がん征圧月間でのキャンペーンや、がん検診啓発サポーターによる活動など、様々な立場の関係者と連携することが欠かせないため、今後も継続して取り組む。

(2) がんに関する情報提供の推進

施策の方向性及び目標

① 県及び市町村による情報提供の充実

県及び市町村において、がんに関する情報提供の充実を進める。

また、ホームページ「しまねのがん対策」について、利用者のニーズに応じた最新かつ正しい情報が提供されるよう充実を図る。

② ホームページ以外のメディア等による情報提供

新聞やテレビ等のメディアや、相談先や支援策等を記載した「がんサポートブック（地域の療養情報）」の配布など、ホームページ以外の有効な情報提供手段について、検討・利用を図る。

③ 医療機関からの情報提供の促進

拠点病院を含む全ての医療機関からの情報提供を促進する。

④ 患者が必要とする情報の提供

各医療機関が実施している治療内容等、患者が必要とする情報について、検討のうえ、提供する。

⑤ 患者・家族の学習環境の整備

県立図書館におけるがん関連図書の整備等により、引き続き患者・家族の学習環境を整備する。

★数値目標「県ホームページへのアクセス数」

詳細は、「②進捗状況」で記載

進捗状況

① 県及び市町村による情報提供の充実

平成 26 年度に、ホームページ「しまねのがん対策」について、利用者のニーズに応じて情報を得やすくすることを目的として、リニューアルを行った。

② ホームページ以外のメディア等による情報提供

- ・ 県の広報媒体（新聞、ケーブルテレビ局等）を活用した啓発の実施
- ・ 新聞社の協力による「がん検診率向上キャンペーン」の実施
- ・ がん検診等の啓発チラシの配布
- ・ がんサポートブックの配布

③ 医療機関からの情報提供の促進

拠点病院等で開催される公開講座等の情報を県ホームページ「しまねのがん対策」に掲載。

④ 患者が必要とする情報の提供

がんサポートブックの配布

⑤ 患者・家族の学習環境の整備

県立図書館におけるがん関連図書の整備 累計1,394冊
(平成27年4月1日現在)

★数値目標「県ホームページへのアクセス数」

指 標	計画策定時 (H24年度)	現状 (H26年度)	目標値		備 考
			H27年度	H29年度	
県ホームページ 「しまねのがん対策」への アクセス数	月平均 7,860件	月平均 8,136件	月平均 9,000件	月平均 11,000件	

- ・平成26年4月～平成27年3月の12ヶ月間の延べアクセス件数は97,637件で、月平均にすると8,136件/月となっている。

進捗状況の評価及び今後の取組

① 県及び市町村による情報提供の充実

県及び市町村による情報提供については、経費の点や情報更新の容易性の上で、インターネットによる方法が有用である。

平成26年度末には、ホームページ「しまねのがん対策」についてリニューアルを行い、情報を得やすく見直したほか、インターネットサイトでは情報更新の頻度がその品質に大きな影響を与えることから、県主催のイベントや県発表のデータの掲載はもとより、医療機関からのお知らせや、患者団体や医療機関などが主催するイベントやお便り、患者・家族など一般の方が参加できる県内で開催される関連学会のご案内など、島根県でのがん情報のポータル的なサイトを目指して取り組んでいく。

島根県の地域がん登録、院内がん登録についても、罹患・診療等の状況が分かるよう、今後も引き続き内容の充実を図っていきたい。

② ホームページ以外のメディア等による情報提供

インターネットは有用な広報手段ではあるが、アクセスが困難な方も多いため、新聞やテレビ・ラジオのメディアや、印刷物等による情報提供が欠かせない。

このため、県の広報媒体を十分に活用し、がん検診啓発や、ピアサポーター相談会・就労相談会等について広報を行っており、引き続き取り組みたい。

また、新聞社の協力による検診受診率向上キャンペーンなどにおいても、県内の医療関係者に登場いただき、多くの県民の目に触れるものであるため、継続して実施したい。

がんサポートブックについては、がんと告知された時点からのサポート体制づくりの中心となるものとして取り扱っていく。

③ 医療機関からの情報提供の促進

拠点病院を含む全ての医療機関からの情報提供について、①、②の活用により促進する。

④ 患者が必要とする情報の提供

①、②と同じ

⑤ 患者・家族の学習環境の整備

がん関連の図書については、島根県ふるさと納税を活用して様々なジャンルの図書を購入し、島根県立図書館で配架している。

県内の公立図書館への貸出も可能であり、多くの方々に活用されることが期待される。

8. がんに関する教育・研究の推進

(1) 子どもに対するがん教育の推進

施策の方向性及び目標

① 生活習慣の正しい知識と適切な自己管理能力の習得

がん予防を含め、生涯にわたる健康づくりのための望ましい生活習慣や定期的に検診を受けることの大切さについて、子どもが発達段階に応じて正しい知識と適切な自己管理能力を身につけていくことを目指す。

② 命の大切さを学び病気とともに生きる人に対する理解と意識づくり

人権教育の視点から、命の大切さについて学ぶとともに、がん患者を含め病気とともに生きる人々に対する正しい理解と意識づくりを推進する。

★数値目標「保健学習以外でがんに関する取組を行う学校数」

詳細は、「進捗状況」で記載

進捗状況

① 生活習慣の正しい知識と適切な自己管理能力の習得

② 命の大切さを学び病気とともに生きる人に対する理解と意識づくり

- ・がんに関する正しい知識の学習を盛り込んだ出前講座やモデル授業を教育委員会と連携して実施。
- ・がん教育をテーマとした学校関係者と地域保健関係者の合同研修会を実施。

★数値目標「保健学習以外でがんに関する取組を行う学校数」

指 標	計画策定時 (H24 年度)	現状 (H26 年度)	目標値		備 考
			H27 年度	H29 年度	
・小学校(229校) ・中学校(104校) ・高等学校他(65校)	14校 20校 14校	115校 77校 33校	— — —	229校 104校 65校	※公立及び私立の学校数であり、高等学校他には特別支援学校も含む
()内は平成24年度現在の学校数					

- ・保健学習以外でがんに関する取組を行う学校数は順調に増加している。
- ・実施校においては、がん患者の体験談や医師等の講話を聞いて命を守ることの大切さを学ぶ内容や、学校新聞にがん情報を取り入れるなど、各学校の特色を生かした取組が行われている。

進捗状況の評価及び今後の取組

島根県においては、本計画策定以降、島根県教育委員会等と連携し、県内の学校を選定して専門医やがん体験者による講話を取り入れたがん教育や出前授業の実施、また、教育関係者と健康関係者との間でがん教育についての意見交換会を実施してきた。

その結果、本計画における数値目標として定めた「保健学習以外でがんに関する取組を行う学校数」については、平成26年度末現在で、小学校115校（全224校）、中学校77校（全103校）、高等学校他33校（全65校）と、小・中・高等学校ともそれぞれ全学校の半数以上が、何らかのがんに関する取組を行っており、各学校の実情に応じた取組が進められている。

文部科学省では、平成26年7月に設置された「がん教育」の在り方に関する検討会において、学校におけるがん教育の在り方について検討がなされ、平成27年4月に、基本的な考え方及び今後の検討課題等をまとめた「学校におけるがん教育の在り方について（報告）」がまとめられた。

文部科学省では、本報告の内容を踏まえ、平成27、28年度にはモデル校を中心とした取組を行い、29年度以降にはこれら成果を活かしたがん教育を全国において展開することを目指している。

県においても、これらの全国的な動向や県内の学校におけるニーズ及び取組状況を踏まえたがん教育の進め方について、今後も教育委員会等と連携しながら検討していく。

なお、学校数の数値目標については、平成26年度末の学校数に変更する。

（2）がん医療従事者等の育成・研究の推進

施策の方向性及び目標

① 大学におけるがん専門医等医療従事者の育成

平成25年度に島根大学医学部に開設予定の「がん教育センター」において、化学療法、放射線療法、緩和ケアの各講座を設置し、がんプロフェッショナル養成プランと連携を図り、がん専門医等の育成はもとより、地域においてがん医療に携わる医療従事者の育成を図る。

また、島根県立大学出雲キャンパスにおいて、がんサロンなどの自主グループでの学習や活動支援を行い、島根県の健康課題を認識し、地域に根付いた未来の医療人材の育成を行う。

② 医療従事者やがん患者等に対する研修指導者の育成

医療従事者を対象とした研修（緩和ケア研修会、がん相談員研修会、がん検診従事者講習会など）や、がん患者等を対象とした研修（ピアサポーター養成研修、がん検診啓発サポーター養成など）等を継続的に実施していくため、指導者となる人材の育成を図る。

③ がんの臨床研究等の推進

がんの臨床研究等に取り組む医療機関や研究者等に対する支援策を検討し、県内において、がんの臨床研究等が円滑に実施できる体制の構築を目指す。

進捗状況

① 大学におけるがん専門医等医療従事者の育成

次のとおり、がん専門医等医療従事者の育成に取り組んだ。

<島根大学医学部>

○平成25年度の医療従事者向け研修

- ・平成25年 9月 5日 「肝臓における診断と治療」
- ・平成25年10月 1日 「緩和ケアの真髄と実践」
- ・平成25年10月22日 「機能的口腔ケア」
- ・平成26年 1月23日 「分子標的治療薬の副作用対策」

○平成26年度の医療従事者向け研修

- ・平成26年 8月23日 「転移性及び原発性骨悪性腫瘍の治療とリハビリテーション」
- ・平成26年10月21日 「地域医療と緩和ケア -岩手県の取り組み-」
- ・平成26年11月11日 「禁煙・飲酒と口腔がん」
- ・平成27年 1月14日 「臨床研究に必要な生物統計学の基礎」
- ・平成27年 1月23日 「肺癌の分子標的治療」
- ・平成27年 2月18日 「臨床試験の目的とデザイン、必要症例数の算定」
- ・平成27年 3月12日 「診療ガイドラインとEBM」
- ・平成27年 3月19日 「臨床試験で信頼される結果を出すために必要なこと」

<島根県立大学出雲キャンパス>

がんサロン訪問や検診の啓発活動を共に行い、また、がんサロン関係者やがんピアサポーターを講師とする招致講義「がんと共に生きる」を毎年開催し、本県における健康課題やがん患者を理解する機会とした。

② 医療従事者やがん患者等に対する研修指導者の育成

各拠点病院において、国立がん研究センターや各学会が実施する指導者養成のための研修に参加するなど、指導者の育成に努めている。

③ がんの臨床研究等の推進

島根大学医学部附属病院においては、平成26年4月に臨床研究センターが設置され、治験だけでなく臨床研究の支援も可能な体制が整備された。

また、島根大学バイオバンクが病理部を中心に整備され、臨床研究への遂行に役立てられている。

その他拠点病院においても、臨床研究コーディネーター等を配置し、がんに関する治験を実施している他、各診療科においてもがんに関する臨床研究を行っている。

進捗状況の評価及び今後の取組

① 大学におけるがん専門医等医療従事者の育成

現在、島根大学医学部及び島根県立大学出雲キャンパスにおいて、医療従事者向け研修やがんの啓発活動等を行い、がん専門医等や地域に根付いた医療人材の育成に努めており、一定の成果を上げている。

今後もこれらの取組を継続して実施していく。

② 医療従事者やがん患者等に対する研修指導者の育成

現在、各拠点病院において、国立がん研究センターや各学会が実施する指導者養成のための研修に参加するなど、指導者の育成に努めているところであり、これらの取組について、今後も継続して実施していく。

③ がんの臨床研究等の推進

現在、拠点病院において、がんに関する治験や臨床研究が進められているところであり、これらの取組については、今後も継続して実施される予定である。

また、今後は、島根大学医学部附属病院が中心となり、他の拠点病院の研究計画の作成やモニタリング実施の支援、研究に関する情報発信についても取り組まれる予定である。

おわりに

このたび、島根県がん対策推進協議会の意見を聴きながら、各施策の進捗状況及びその評価並びに今後の取組等についてとりまとめた。

国においては、年内を目途に「がん対策加速化プラン」が策定されることになっている。

今後、これら国の動向にも注視しながら、島根県がん対策推進計画の目標達成に向けて、残された計画期間中に「今後の取組」で掲げた内容を中心に、県民、患者・家族、医療、企業、教育、メディア、議会などと連携・協力し、がん対策をより一層推進していく必要がある。